

## 第5章 放牧林野としての共同的林野管理

### — 川井村の放牧林野 —

#### 第1節 背景と問題視角

国有林を対象として地域の人々が共同的な利用を展開してきた、いわゆる国有林入会という実態がある。入会公権論と私権論の間で国有林入会の認否が議論されてきたが、現地実態として共同的な利用が行われてきたことは事実であり、そのような林野が今後どのようなようになっていくのか、またどのように管理・利用していくのか、という視点は欠かせない。

一方で、国有林も種々の情勢を受け、現在林野庁の国有林野部局について今後のあり方に関する検討が進められている。ただちに国有林野の取扱い自体に大幅な変更がみられることは想定しないが、管理にかかる様々な変更によって生じる影響も考慮していくことが、特に国有林地帯といわれる山村地域には求められる。

岩手県の中央部に位置する川井村は、国有林野が非常に多く存在する山村である。かつて北上山系総合開発という国家的プロジェクトによって広大な牧野造成が進められ、地元の牧野組合が中心となって共同で利用してきた。このように多くの国有林野を対象とする共同利用の実態を明らかにすることは、林野の共同管理について考察するうえで、民有林と異なる実態を加味する観点から重要である。

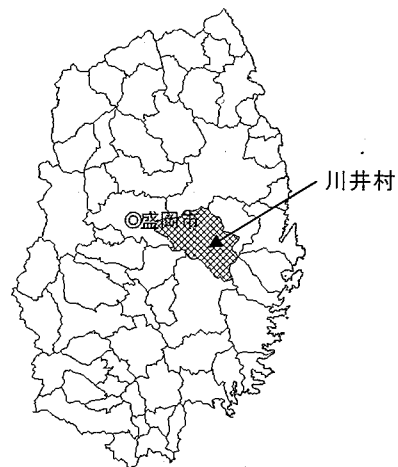
本章では、岩手県川井村を事例として取り上げ、実質国有地入会のような形態で展開されてきた牧野利用の実態および今後における課題と展望を明らかにすることを目的とした。

#### 第2節 調査地の概要および調査方法

川井村は、岩手県の中央を縦断する北上山系の中央部にある農山村である。西は県都盛岡市に、東は宮古市と大槌町に、南は花巻市と遠野市に、そして北は岩泉町に接している。総面積は563km<sup>2</sup>であり、村としては県内一、本州でも3番目の広さをもつ。

土地全体のうち耕地面積はわずか1.6% (9 km<sup>2</sup>) にすぎない。他方、林野面積が513km<sup>2</sup>と林野率 (91.2%) が著しく高く、その林野のなかで、標高1,000メートル前後の境界にある高原地帯に、放牧利用度の高い牧野が広がっている。また、林野面積のうち国有林が45.9% (236km<sup>2</sup>) を占め、県内市町村の平均国有林野率 (30.3%) を大きく上回っている。

人口は、年々減少する傾向に変化がみられない。こ



こ10年で18.7%、20年前との比較では34.4%の減少をみた。3人に1人が減少したことになる。県内市町村のなかでも人口減少率は上位であり、深刻な状況といえよう(表-5-1)。世帯数も人口の減少と軌を同じくしており、ここ10年で約12%減少している(表-5-1)。

表-5-1 世帯数、人口および就業者人口

(単位: 戸, 人, %)

年	世帯数	総人口	就業者人口			
			総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
1985	1,509	5,089	2,711	1,395 (51.5)	594 (21.9)	722 (26.6)
1990	1,409	4,447	2,383	1,094 (45.9)	630 (26.4)	659 (27.7)
1995	1,387	4,107	2,163	795 (36.8)	662 (30.6)	701 (32.4)
2000	1,315	3,763	1,681	456 (27.1)	511 (30.4)	713 (42.4)
2005	1,222	3,338	1,559	519 (33.3)	413 (26.5)	627 (40.2)

資料: 国勢調査(各年版)

川井村の主要産業は農林業である。平成17(2005)年の川井村の世帯数は1,222であるが、このうち4割が農家であり、林家数の割合も約38%となっている(表-5-2)。産業別就業人口において、第1次産業就業者数が大きく減少してきたとはいえ、平成17(2005)年時点で全就業者の3分の1が第1次産業就業者である。農林業が、産業別生産額でみたときに優位にはないものの、重要な位置を占めている構図に変わりはない。では、その生産額の内訳はどうなっているのか。

表-5-2 農家数および林家数

(単位: 戸, %)

	世帯数	農家数	林家数
2000	1,315	542 (41.2)	507 (38.6)
2005	1,222	499 (40.8)	459 (37.6)

資料: 農林業センサス(各年版)

表-5-3に現在の農業粗生産額を示した。割合で「野菜」が1位にあり(26.9%)、次いで「肉牛」(23.9%)、「花き」(22.4%)となっている。これらが村全土地のわずか0.7%にあたる販売農家の経営耕地を基盤に展開されているわけだが(表-5-4)、生産額第2位の肉牛生産が、後述するように国有林を含む高原地帯での放牧に支えられている点は、表に現れないポイントとして重要である。

調査は、聞き取り調査および文献調査によって行った。聞き取り調査は、川井村産業振興課課長補佐(現川井村長)および村産業振興課担当者ならびに青松牧野組合長等を対象に行ったものである。

### 第3節 川井村の肉用牛生産と牧野利用

#### 1. 川井村における肉用牛生産の位置づけ

表-5-3 農業粗生産額

(単位: 千万円, %)

合計	耕 種						畜 産			
	計	米	野菜	花き	工芸作物	その他	計	肉牛	乳牛	その他
67 (100.0)	49 (73.1)	9 (13.4)	18 (26.9)	15 (22.4)	5 (7.5)	2 (3.0)	18 (26.9)	16 (23.9)	1 (1.5)	1 (1.5)

資料: 農林水産省「平成17年生産農業所得統計」「平成17年産野菜生産出荷統計」「平成17年産花き出荷統計調査」「畜産物流通統計調査(H18.2.1)」, 農林業センサス(各年版)

表-5-4 販売農家の経営耕地(平成17年)

(単位: ha, %)

総土地面積	耕地	田	畑					樹園地
			計	普通畑		牧草 専用地	未作付地	
				計	牧草畑			
56,307	402 < 0.7 >	139 (34.6)	261 (64.9)	188	48 [18.4]	47 [18.0]	26	2 (0.5)

資料: 2005年農林業センサス

注: < >は総土地面積に, ( )は耕地面積に, [ ]は畑計に対するそれぞれの割合である。

表-5-5 産業別就業者人口および産業別純生産(昭和45年)

(単位: 人, %)

	総数	第1次産業			第2次産業	第3次産業	
		計	農業	林業			
産業別 就業人口	岩手県	704,750 (100.0)	299,903 (42.6)	270,519 (38.4)	7,053 (1.0)	137,556 (19.5)	267,291 (37.9)
	川井村	3,602 (100.0)	2,194 (60.9)	1,822 (50.6)	372 (10.3)	639 (17.7)	769 (21.3)
産業別 純生産	岩手県	3,786 (100.0)	833 (22.0)	357 (9.4)	464 (12.3)	1,646 (43.5)	1,307 (34.5)
	川井村	1,978 (100.0)	651 (32.9)	231 (11.7)	414 (20.9)	615 (31.1)	712 (36.0)

資料: 国勢調査(1970年), 昭和45年度市町村民所得統計

表-5-6 土地利用状況(昭和45年)

(単位: ha, %)

総土地面積	耕地	田	畑					樹園地
			計	普通畑		牧草 専用地	未作付地	
				計	牧草畑			
56,422	811 < 1.6 >	248 (28.1)	598 (67.9)	408	48 [8.0]	148 [24.7]	42	35 (4.0)

資料: 国土地理院調べ、1970年農林業センサス

昭和45(1970)年当時, 村全就業人口に対し, 農業就業人口の割合は50.6%を占めていたが(表-5-5), 農業純生産は11.7%にすぎない。産業の中心は農業であるが, 耕地率1.6%, 水田率28.1%, 畑地率67.9%, 樹園地率4.0%という土地利用状況にあり(表-5-6), 山間畑作農業として利用は粗放であった。そのなかで, 畑の32.8%が牧草地として利用され(同),

総農家数の67.7%が肉用牛の飼養農家となっており<sup>62)</sup>、肉用牛生産は村の産業において重要な位置を占めていた。

その後、社会経済情勢の変化も背景として、農業事情にも変化がみられた。農業粗生産額がこの20年間で11.6億円から6.7億円に減少し(-42.2%)<sup>63)</sup>、作目別の粗生産額順位は「肉牛」が第1位から第2位に後退した。それでも前述のように、「肉牛」はいまなお村の農業粗生産額の約4分の1(約1億6千万円)を占め、川井村肉用牛生産近代化計画<sup>64)</sup>において「本村の畜産業とりわけ肉用牛生産は、耕種作目での利用が難しい土地条件を有効に活用できる農業として、現在までに重要な位置を占めている。／また、家畜排せつ物の土地還元等による耕種農業や園芸作目との複合経営体制を確立し、農業経営の持続的発展が図られている」としているように、村の産業経済の中心に位置づけられている。

## 2. 北上山系開発事業

川井村が位置する北上山系地域は、かつて道路など産業基盤の整備が遅れ、そのことも要因となって経済活動も不活発で土地利用の状況も低位であった。しかしながら、全国的な土地利用の再編成という見地から、その恵まれた広大な土地資源を有効に活用し、観光的機能も含めた畜産物、林産物の一大供給基地として開発を促進することが求められた。そのため、農林省(現農林水産省)が広域農業総合開発基本調査地域として、また林野庁が大規模林業圏開発基本計画調査地域として取り上げ、畜産を中心とした農業開発と森林資源開発を柱として開発基本計画が進められた<sup>65)</sup>。

昭和44(1969)年に策定された「新全国総合開発計画」では、北上山地が大規模畜産開発プロジェクト地域の一つに選定されている。翌昭和45(1970)年から開発調査がスタートし、昭和50(1975)年には畜産を基軸とする大規模生産団地の創設を目ざした「北上山系開発事業」が開始され、昭和62(1987)年の事業終了までに約1万haの開発が進められた<sup>66)</sup>。

北上山系開発事業は、計8地区17市町村を対象とした総事業費650億円を超える巨大大業である。全体の牧場創設計画が肉用牛59、乳用牛47、採草牧場32の計138、牧場内飼養頭数計画も肉用牛約15.3千頭、乳用牛3千頭と非常に大きな規模で計画された<sup>67)</sup>。

この北上山系開発事業のなかで、川井村は岩泉町とともに一地区(田代大川地区)を形成した。当該地区にかかる事業概要、資金計画および事業実績を表-5-7~表-5-9に掲げた。田代大川地区では、昭和51(1976)年に大規模畜産開発(広域農業開発事業)に着手し、昭和57(1982)年の事業終了までに公営の肉用牛放牧場5カ所、採草牧場1カ所、肥育牧場1カ所が整備されている。川井村に関わる4団地(立白、達曾部、一杯森、田代)を含む当該地区に投じられた事業費の総額は41億4千万円にのぼる。農用地(採草地および放牧地)の造成面積約755ha、飼養頭数(放牧)2,671頭の巨大大業であった<sup>68)</sup>。

広域農業開発事業とは別に畜産開発関係事業も展開されたが、昭和57(1982)年度から平成

表一 5 - 7 広域農業開発事業の概要 (北上山系田代大川地区)

区域面積 (ha)	造成面積 (ha)	事業費 (百万円)	実施年度	開発目的	経営形態	牧場数	牧場の種類	牧草地面積(ha)		飼育計画頭数(頭)	
								採草地	放牧地	肉用牛	乳用牛
1,568	755	4,136	S51-57	肉用牛	公共	9	採草, 肉牛預託, 肥育	109	646	2,871	-

資料: 岩手県(1986)

表一 5 - 8 広域農業開発事業の資金計画 (北上山系田代大川地区)

(単位: 百万円)

	事業費		建設利息 精算引当金	地元負担総額		
	国庫	地元		県	その他	
			4,136			2,936 (71.0%)

資料: 岩手県 (1986)

表一 5 - 9 広域農業開発事業の事業実績 (北上山系田代大川地区)

区 分		事業量	事業費 (千円)	
実施計画費		(式)	7,130	
工 事 費	基 本 施 設 整 備	農用地造成工	743.00 (ha) 691,022	
		道路工	37.51 (km) 1,541,846	
		用水工(飲雑用水)	28.00 (km) 148,231	
		防災工	13.82 (ha) 26,747	
		施設用地造成工	2.18 (ha) 58,125	
		雑工事	(式) -	
	(小計)			2,465,971
	農 業 用 施 設 整 備	畜舎等	14 (棟)	207,265
		隔障物	136.83 (km)	157,806
		通信施設	1 (式)	4,365
(小計)			369,436	
計			2,835,407	
農機具導入費		70 (台)	99,943	
測量及び試験費			338,293	
用地及び補償費			146,849	
機械器具費			39,667	
営繕宿舍費			77,436	
開発事業事務費			372,345	
一般管理費			218,791	
合 計			4,135,861	

資料: 岩手県 (1985)

3 (1991) 年度までの10年間に実施された畜産関係補助事業をみても、事業費総額5億3百万円(国費2億5千1百万円)となっており<sup>9)</sup>、巨額の投資が行われている。

このように、岩泉町との隣接部を含む川井村の山間部は、放牧肉用牛の飼養拠点としての位置づけをもって開発・整備が進められた地区であり、そのことが川井村における畜産業振興の背景として横たわっているといつてよい。

### 3. 川井村における放牧事業

#### (1) 川井村肉用牛生産の特徴

川井村の畜産業は、肉用牛生産のほかはきわめてわずかであり、肉用牛生産によって支えられている。ここではその肉用牛生産の特徴を整理する。

前述のように、川井村では大規模な草地開発が行われ、非常に豊富な草資源を有し、それをフィールドとして現在9カ所の公共牧野<sup>(10)</sup>が採草放牧地として運営されている。そこで飼養されている肉用牛は、主軸をなす日本短角種のほか、黒毛和種、褐毛和種である。

これらは飼養・生産体系および市場流通の状況が異なっているため、それぞれの特性に合うバランスのとれた飼養を行うことが求められる。

日本短角種は、「東北地方の北部で古くから飼われてきた『南部牛』に、明治の頃に『ショートホーン種』という外来種を交配して改良した日本固有の牛で、現在は、岩手県をはじめ、青森県、秋田県、北海道とごく限られた地域でのみ飼われている」<sup>(11)</sup>ものである。放牧適性が高く、夏山冬里方式<sup>(12)</sup>による飼養が展開されている。県の地方特定品種に指定され、経営に対する国の支援も行われており、川井村肉用牛生産の中核となっている。

黒毛和種は、現在市場価格において最も有利な品種であり、全国的な肉用牛資源の主流となっている。優れた遺伝的特性をもっていることから、生産拡大への期待は大きい。しかし、放牧適性はあまり高くない。生産効率化のために放牧の推進が求められるなかで、この点は一つの課題といえよう。

褐毛和種は、平成3(1991)年に日本短角種の価格が暴落した際に、育種転換として他の地域から導入したものであり、川井村の一部の牧野組合で飼養されている。放牧適性も立証され、夏山冬里方式での子牛生産が行われているが、現在は日本短角種との比較において、価格メリツト感が期待水準まで至っていない点が懸念材料である。

## (2) 牧野組合の再編（公共牧場の再編整備統合）

これまでみてきた肉用牛生産は、村内の牧野組合が中心となって行われてきた。現在、村内には放牧を行っている6つの牧野組合がある（表-5-10）。表-5-10は平成4(1992)年と平成20(2008)年の比較であるが、12あった牧野組合は再編がなされ、放牧者数（利用者数）が281名から77名に、放牧頭数が847頭から301頭に減少している。再編が進められた背景に組合経営の厳しさがあったことは否めない。

牧野組合の管理運営はそれぞれで行われているが、事務経理の大部分を川井村牧野組合連合会が行っている。同連合会が平成9(1997)年にまとめた「川井村公共牧場経営の現状」は、

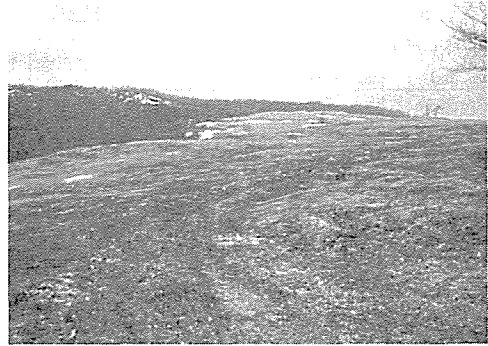


図-5-1 高原地帯に広がる放牧地  
資料：筆者撮影（2008）

表-5-10 川井村における牧野組合の変化

(単位：戸，頭)

牧野組合	平成4年度			平成20年度					
	面積 (ha)	放牧者数 (利用者数)	放牧頭数 日本短角種	牧野組合	放牧者数 (利用者数)	放牧頭数			(小計)
						日本短角種	黒毛和種	褐毛和種	
選定牛	113.00	27	74	立 白	13	62			62
鈴久名	191.80	27	103						
箱 石	362.26	11	47	(採草利用)					
片 巢	203.22	25	75	片 巢	10	37			37
川 内	678.69	27	105	達曾部	10	35			35
青 松	1190.05	26	113	青 松	16			77	77
一杯森	288.59	10	42	(採草利用)					
大仁田	251.17	39	78	大仁田	13	37			37
繁	206.90	10	28	新 田	15	3	50		53
新 田	388.00	34	74						
三 垂	235.44	27	74	(採草利用)					
天 野	619.00	18	34	( 廃 止 )					
12組合計	4728.12	281	847	6組合計	77	174	50	77	301

資料：川井村公共牧場再編整備統合推進幹事会事務局（1997）および聞き取り調査による。

平成4（1992）年度資料の分析において，“各牧野組合の収支状況はいずれも補助金を除いた場合欠損を出ず状態にあり，より合理的で低コストの放牧を可能とするため，抜本的な再編整備統合を積極的に推進することが望まれる”ことを指摘している<sup>(43)</sup>。また，同年の「川井村公共牧場再編整備計画」は，国有林野の有償貸付地を核に牧場を団地別，機能分担別・畜種別に考慮して再編統合を推進することをうたっている。

川井村の公共牧場はそれぞれが隣接しているところが多い。この利をいかして団地化を図り，放牧場の管理（放牧看視，衛生処理，施肥等）を合理的に行う，これが団地別再編整備統合の考え方である。機能別再編整備統合の考え方は，1つには採草牧場の設置であった。これまで牧場利用は放牧のみであったが，放牧頭数の減少による遊休化に伴い草地の維持管理に生じた支障を解消し，村内の肉用牛飼養農家に粗飼料を提供する体制をつくるために，採草牧場を設置するものである。2つには畜種別専用牧場化である。日本短角種と褐毛和種の2畜種を重点畜種として位置づけ，それぞれの畜種ごとに専用牧場を設定するものであった。計画の内容と実際の推移とは必ずしも一致していないが，現状は表-5-10に示した平成20（2008）年度の姿であり，採草利用牧場が設けられていることおよび畜種ごとのいわゆる棲み分けができていくことがわかる。

### (3) 青松牧野組合の概要

次に牧野組合の実情を明らかにしておくことが求められよう。ここでは，褐毛和種への畜種転換に取り組んだことおよび村内牧野組合のなかで事業規模が一番大きいことに注目して，青松牧野組合について整理する。なお，平成20（2008）年5月に牧野組合長に対する聞き取り調査を行っている。

青松牧野組合は明治26（1893）年の創設といわれる<sup>(44)</sup>。利用面積は，組合有地214haと，国

と契約して設定している放牧共用林野<sup>(49)</sup>(国有林) 976haの計1,190haとかなり広大である。古くに存在した夏屋、蟹岡、大畑の3牧野組合が、再編統合を経て現在の青松牧野組合となった。現在の組合員数は16名、放牧頭数77頭であり、うち川井村在住者分12名、48頭、岩泉町在住者分4名、29頭となっている。

平成3(1991)年、青松牧野組合では、日本短角種の価格暴落を機に褐毛和種(あか牛)を導入した(育種転換)。以降、安定した畜産経営の確立に向け、飼養管理技術の向上が図られ、現在は褐毛和種放牧専用牧場として位置づけられている。

次に、組合の運営に目を向ける。年に一度の総会が毎年4月に開催される。議題は前年度の事業および決算報告、それと当年度の事業計画および予算案等が主である。年に一度のこの総会(合会)は、集落における寄合に似た性格を有しており、基本的に組合員全員の参加を求め、実際もほとんど全員の出席が得られている。

表-5-11は、平成19(2007)年度の業務(活動)内容である。雪解け後、5月に牛を放牧地に放して以降、2、3週間に一度は牛の状態観察や衛生管理、放牧地の状態管理等の作業のため、組合員は山にあがる。古くには「総見」と呼ばれたこの作業(活動)は、この地域での慣例的な活動であり、参加しなかった場合の出不足金の徴収はないものの、現在でも基本的に出役は義務的である。この点は入会林野が有する性格と共通のものであると考えてよい。

同じように入会林野が有する性格と似た点を、もう1点指摘したい。かつて組合員は関係部落の住民のみであり、組合はいわば放牧共同体であった。放牧地所有部落以外の住民も、放牧組合の合意が得られた場合には準組合員として利用が許されたが、組合費等に大きな差が設けられていた。こうした慣習は、放牧事業経営の逼迫を背景に組合員を確保する方向と、他方で入会的慣習が自然に解消される方向の2つを背景として緩和されてきた。現在、青松牧野組合では、組合員であるための居住地の制約や、居住地が異なることによる条件の相違はまったくない。

組合の主な予算立てを表-5-12に示した。収入は利用者が納める放牧料と、牧野組合連合会経由で予算措置される村からの補助金でほとんどを占める。支出項目の主なものは、肥料代、種牛管理費、看視人賃金、衛生管理費および飼料代であり、これらで約8割に達する。規模の大小は年度によっても異なるが、かねて指摘された「補助金なくして支出超過」の構造から脱したとまではいえない。放牧料は、組合経営が成り立つ水準で設定するよう村および牧野組合



図-5-2 青松牧野組合放牧地(日本あか牛改良牧場)の施設

資料:筆者撮影(2008)



表一 5-11 青松牧野組合「あか牛改良牧場」の業務（活動）内容（H19年度）

月	日	内 容
5 月	1 日	定期総会
	12 日	マグネシウム投与開始（～6月1日）
	14 日	牧柵、水道整備
	20 日	総上げ（牛の放牧開始）
	27 日	下痢止め投与、鼻かん、爪切り
6 月	10 日	バイチコール（殺ダニ剤）投与、去勢
	24 日	アブトラップ、電牧下刈り
7 月	10 日	ピロプラズマ（ダニ熱）採血、バイチコール投与
	xx 日	牧道草刈作業
	xx 日	バイチコール投与、去勢
8 月	xx 日	バイチコール投与
9 月	4 日	5種混合注射
	xx 日	去勢
10 月	xx 日	アブトラップ、電牧撤去
	31 日	中央市場
	31 日	中央家畜市場
	xx 日	肥料散布
11 月	xx 日	総下げ（牛の放牧終了）
	xx 日	肥料散布、水道閉鎖、閉牧
12 月	6 日	鹿角家畜市場
2 月	23 日	宮古地方農業者の集い2008参加
4 月	23 日	看視員依頼

資料：青松牧野組合平成 20 年度通常総会資料

表一 5-12 青松牧野組合の予算の概要（H20年度）

収 入		支 出	
項目	予算額	項目	予算額
放牧料	2,100,000 (71.3%)	肥料代	426,000 (14.5%)
補助金	344,000 (11.7%)	種牛管理費	740,000 (25.1%)
その他収入	10,448 ( 0.4%)	看視人賃金	934,230 (31.7%)
前年度繰越金	490,552 (16.7%)	衛生管理費	140,000 ( 4.8%)
		飼料代等	100,000 ( 3.4%)
		その他支出	604,770 (20.5%)
計	2,945,000	計	2,945,000

資料：青松牧野組合平成 20 年度通常総会資料

連合会からの指導を受けて各組合が設定している。現在の青松牧野組合の放牧料は1頭あたり年間2万5千円であり、「もう少し低価であればありがたい」という組合員の声がある一方で、「組合運営を考えた最低ライン」と組合長がコメントしており、組合運営の厳しさが伝わってくる<sup>(16)</sup>。

生産した子牛は市場に出され、南方面は茨城県、新潟県まで、北は南北海道あたりまでを範囲として流通されている。現在の価格状況はkgあたり1千円程度であり、価格水準は平均的といえる。

現在抱えている課題を問うたところ、組合長は次の3点を挙げた。①経営事情の悪化とそれに伴う放牧農家および放牧頭数の減少、②労働力（組合員）の高齢化、③冬期間の飼料確保。

これらは村の肉用牛生産全体に共通する課題であろう。次項であらためて取り上げる。

#### (4) 課題と今後の展開方向

わが国の肉用牛生産は、平成3(1991)年の輸入自由化によって大きな影響を受けた。価格の暴落や、それを受けての畜種転換など、生産農家の経営は大きく揺れた。それは川井村においても同様である。前述した青松牧野組合の日本短角種から褐毛和種への畜種転換が、その象徴といえよう。

近年の全国的な傾向は、「飼養農家が減少、飼養頭数が微増または横ばい」である。が、川井村については、「飼養農家の微減、飼養頭数の減少」といわねばならない(表-5-13)。ここ2年、肉牛の価格は黒毛和種、褐毛和種では下落しているものの、日本短角種については強含みであり<sup>(17)</sup>(表-5-14)、実際、川井村の生産牛の市場価格をみても、年による変動はあるものの全国平均との比較でも遜色はない<sup>(18)</sup>。また、食の安全問題を背景とするトレーサビリティの重要性も影響し、日本短角種は一つのブランド化が進んできている。にもかかわらず飼養農家および飼養頭数が減少傾向を示す主な要因となっているのは、高齢化問題である。

図-5-3は、各牧野組合構成員の年齢構成を示したものである。全組合員の平均年齢は60.0歳<sup>(19)</sup>であり、明らかな高齢化がみとれる。青松牧野組合長は経営事情の悪化を課題として挙げたが、放牧農家および放牧頭数の減少は、経営の悪化の結果もたらされたというよりは、労働力が十分でなくなったその結果として放牧頭数が減少し、なかには放牧をとりやめる農家

表-5-13 肉用牛飼養農家数および飼養頭数

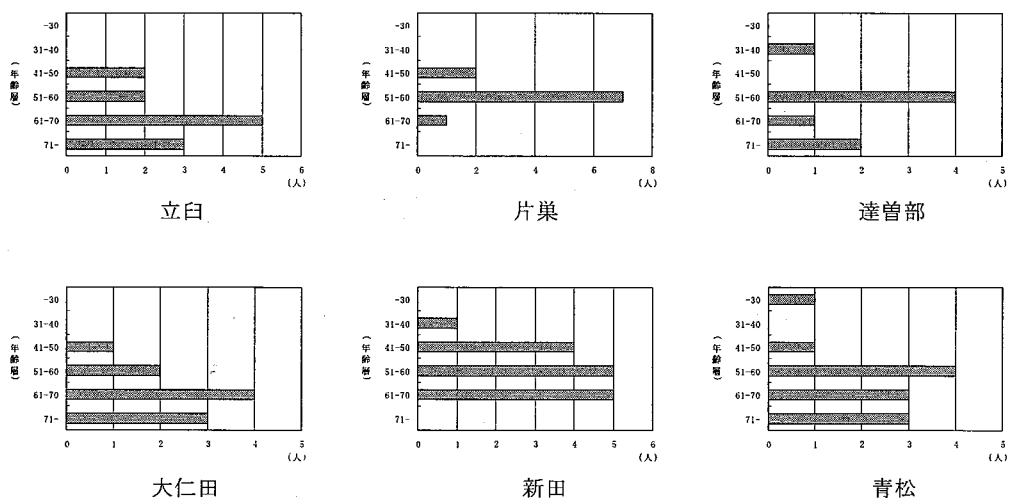
		(単位: 戸, 頭)				
		H16	H17	H18	H19	H20
飼養農家数	全国	93,900	89,600	85,600	82,300	80,400
	岩手県	9,740	9,400	8,780	8,330	7,950
	川井村	110	113	101	92	
飼養頭数	全国	2,788,000	274,700	2,755,000	2,806,000	2,890,000
	岩手県	108,700	104,300	103,200	107,800	112,400
	川井村	818	550	580	510	

資料: 農林水産省「畜産統計」各年版

表-5-14 肉用子牛の取引状況

		取引頭数(頭)			平均価格(円)			1kg単価(円)		
		H18.7~ H19.6	H19.6~ H20.5	Up/Down	H18.7~ H19.6	H19.6~ H20.5	Up/Down	H18.7~ H19.6	H19.6~ H20.5	Up/Down
黒毛和種	岩手県	23,768	23,856	0.4% ↑	515,101	472,660	-8.2% ↓	1,793	1,635	-8.8% ↓
	全国	364,219	371,904	2.1% ↑	508,575	476,897	-6.2% ↓	1,838	1,716	-6.6% ↓
褐毛和種	岩手県	65	52	-20% ↓	292,562	254,322	-13.1% ↓	1,198	1,030	-14% ↓
	全国	7,665	7,275	-5.1% ↓	358,846	306,944	-14.5% ↓	1,258	1,074	-14.6% ↓
日本短角種	岩手県	873	776	-11.1% ↓	247,155	259,911	5.2% ↑	1,048	1,087	3.7% ↑
	全国	1,042	924	-11.3% ↓	243,153	257,120	5.7% ↑	1,026	1,080	5.3% ↑

資料: (独)農畜産業振興機構「月別肉用子牛取引状況表」



図一五—三 牧野組合別年齢構成（平成20年度）

資料：川井村業務資料

ができてきている、と捉えるべきであろう。担い手問題に対する打つ手として、ヘルパー組織の構築も検討の組上へのぼるが、人材確保も含め、村内で完結することが難しいのも実情である。

そのようななかで、達曽部、新田、青松の各組合では20代～30代の者が在籍し、精力的に取り組んでいる状況もある。組合内はもとより、村内産業の振興の観点から、高い期待が寄せられている<sup>(20)</sup>。

また、青松牧野組合長、村産業振興課担当者両者から、冬期間の飼料確保が課題として挙げられた。その時期、飼料の調達容易でなく、JA等からの購入に頼っている面も小さくない。しかし、循環型（自己完結型）耕作農業を目指す村として、また、かつて大投資して整備され、現在遊休化している放牧地を維持し有効活用することの必要性から、積極的に採草利用（対策）に取り組んでいる。

こうした課題を抱えるなかで、村は平成18（2006）年、川井村肉用牛生産近代化計画<sup>(21)</sup>を策定した。その計画書に、現在抱える課題とそれに対する展開方向が集約されている。

計画書ではまず、村の肉用牛生産の展開方向に触れて、「今後も、これら公共牧場の活用による草資源の有効利用を図り、土地条件に立脚した畜産振興を推進する必要がある」と明確にうたっている。そのうえで、畜種ごとの特性を加味したメリハリのある振興方策を整理している（表-5-15）。

次に、「国際化の進展に対応し得る産業構造の確立」との見出しをつけて、担い手問題に触れている。「将来に渡り、畜産の安定的発展を図るためには、地域において、より競争力が高く持続性のある生産構造を確立する必要がある」ことを指摘し、その具体的方針として次の点

表一5-15 川井村における肉用牛生産の位置づけ等

	日本短角種	黒毛和種	褐毛和種
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村特産肉用牛として独自の地域文化を築きながら定着</li> <li>・村肉用牛生産の主軸であり今後も村畜産の中核</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の安定・確立を目指した畜種転換種</li> <li>・生産拡大が期待可能な肉専用種の中心品種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の安定・確立を目指した畜種転換種</li> <li>・山間地域への調和が立証され村特有の土地資源を有効活用可能</li> </ul>
特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性質が従順で飼養が容易</li> <li>・放牧適正が高い(夏山冬里方式に適)</li> <li>・特産性が高い</li> <li>・放牧を通じ、景観の保持、国土の保全にも寄与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場価格が最も有利</li> <li>・全国的肉用牛資源の主流</li> <li>・肉質形質に優れた遺伝的特性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性格温厚で母牛の哺育能力が高い</li> <li>・放牧適正が高い(まき牛繁殖)</li> <li>・耐暑性が高い</li> <li>・粗飼料の利用性が高い</li> </ul>
振興方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共牧場を利用した夏山冬里方式による子牛生産を推進</li> <li>・優良な繁殖基礎雌牛の維持・確保</li> <li>・労力不足解消策としての肉用牛ヘルパー組織の育成</li> <li>・差別化商品としての地位の確立</li> <li>・低コスト化の推進</li> <li>・収益性の高いF1(短角×黒毛)の生産</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繁殖牛生産率向上のための育成技術の習得</li> <li>・生産効率化を図るため、公共牧場を活用した放牧を促進</li> <li>・担い手の育成、組織化</li> <li>・低コスト化の推進</li> <li>・遊休農地等の有効利用の推進(舎飼管理の労力軽減策)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共牧場を利用した夏山冬里方式による子牛生産を推進</li> <li>・人工受精率の向上を通じた優良繁殖素牛の確保</li> <li>・販路拡大</li> <li>・担い手の育成</li> <li>・低コスト化の推進</li> </ul>

資料：川井村(2006)をもとに筆者作成

を挙げている。①担い手の明確化と施策の集中化・重点化(認定農業者に加え、認定農業者に準じた一定の要件を満たす営農形態についても担い手として位置づける)、②作業のアウトソーシング(畜産経営支援組織(肉用牛ヘルパー)の定着・普及)、③女性や高齢者の労働力化(家族経営協定の締結を通じた認定農業者の拡大、就業環境整備、ベテランの技術を活用したサービス事業体の充実強化等)。

次に掲げられているのは、飼料の自給化である。耕畜連携の推進を図り、水田を利用した粗飼料生産や良質堆肥の耕種農家への供給を行うとともに、耕作放棄地等を活用した放牧利用の推進、公共牧場の広範な利用推進等を目指している。これにあたって、食糧自給率の向上および資源循環型畜産の確立とともに、「国土の有効利用、環境の保全等を図るため」と位置づけられており、このことは注目に値しよう。

このほか、畜産物の安全・安心の確保、食育の推進、家畜排せつ物の適正な管理と利用促進、家畜改良の推進と新技術の普及および流通飼料の安定的供給が整理項目となっている。

川井村は、これまで耕種作目での利用が難しい土地条件を有効に活用して肉用牛生産を展開し、発展させ、村の重要産業として位置づけてきた。この方針は今後も変わらずに展望されている。これまでみてきたように、課題に対する対応策もある程度明確である。将来を見通すとき、担い手問題をクリアすることができれば、地域資源を有効活用したいわゆる地場産業としての継続的な展開が期待できよう。

第4節 国有林野との関わり

前節まで川井村の肉用牛生産をつぶさにみてきたが、これを支えてきたのは牧野組合であり、放牧地であった。ここではその放牧地について、国有林との関わりを中心に整理する。

牧野組合の利用土地面積はすでに表-5-10にも掲げたが、平成4（1992）年時点の面積の詳細を表-5-16に示した。前述のように、現在は再編（統合）がなされており、放牧利用に供されている牧野面積自体は減少している。それは牧野組合の再編（統合）が、組合組織の集約化であり放牧利用地の集約化であるからである。しかし、放牧利用面積が減少したからといって牧野利用地が減少したわけではない。放牧利用の視点から遊休化した牧野も、採草利用などを通じて維持・管理がなされている。

表-5-16 牧野組合別土地面積（平成4年度）

牧場 (管理主体)	土地所有	設置事業年度	面積 (ha)				
			計	自己有地	借地		
					自己有地の所有	国有林	民有地
選定牛	国	S56	113.00			113.00	
鈴久名	国・牧野組合	S52	191.80			115.00	76.80
箱石	国・牧野組合	S53	362.26	102.28	箱石牧野農業協同組合	259.98	
片巢	国・牧野組合	S54	203.22	58.88	片巢牧野農業協同組合	144.34	
青松	国・牧野組合	S54	1190.05	214.00	青松牧野農業協同組合	976.05	
一杯森	国	S54	288.59			288.59	
天野	国・牧野組合	S56	619.00	253.00	天野牧野農業協同組合	366.00	
三垂	国	S51-62, H6	235.44			235.44	
大仁田	国・牧野組合・農協	S59-61, H3-5	251.17	165.00	共有地 (Ma氏外25名) *1	86.17	
新田	牧野組合	S59-60, H6	388.00	388.00	共有地 (Mi氏外68名) *2		
川内	国・牧野組合	S54, H7	678.69	148.00	川内牧野農業協同組合	530.69	
繁	牧野組合	S47, S60-61	206.90	58.90	繁牧野農業協同組合	148.00	
計			4728.12	1388.06		3263.26	76.80

資料：川井村公共牧場再編整備統合推進幹事会事務局（1997）および聞き取り調査による。

注：\*1は元は牧野農業協同組合所有、\*2は元は個人有。

表-5-16をみて明らかのように、国有林からの借地（＝放牧共用林野および有償貸付地）が圧倒的に多い。約7割が国有林からの借地である。表中の「自己有地」とは、組合有または共有を実質的に意味するが、これらのなかにも国有林からの払い下げを受けたものが少なくない<sup>(21)</sup>。牧野の所在地は川井村と隣町の岩泉町にまたがっているが、設定した放牧共用林野を放牧利用してきたのは川井村の牧野組合であり、川井村の肉用牛生産が国有林野を基盤として支えられてきたといつてよい。

川井村が初めて放牧共用林野を設定したのは、昭和42（1967）年である。当時、川井村は設定に当たって条例<sup>(22)</sup>を制定した。以降現在まで、数度の設定解除はあったものの、放牧共用林野利用は続けられてきている。表-5-17は現在の放牧共用林野設定状況である。平成20（2008）年4月現在、約1,600haの放牧共用林野が設定されている。設定は国（甲＝森林管理署）と村（乙）の契約によっている。契約期間は通常5年間、更新手続きを経て更新される。用途外利用が認められない契約において、乙からの契約解除申請にあたって特段の要件が定められていないことを考えれば、放牧（林間放牧）を目的とする設定を40年間にわたって継続してき

表-5-17 放牧共用林野設定状況

	面積 (ha)	利用地区	国有林林班数
達曾部牧野組合	405.00	川内	1
青松牧野組合	1,042.41	箱石, 夏屋	6
片巢牧野組合	156.07	片巢	3
計	1,603.48		

資料：川井村放牧共用林野運営に関する条例の附表より著者作成（平成19年4月1日現在）

たことの意味合いは小さくない。

ところで、昭和42（1967）年に放牧共用林野が設定される以前の当該国有林野はどのように管理または利用されていたのであろうか。もとより国有林であるから、国有林野の管理経営計画下に置かれていたわけであるが、のちに放牧共用林野等として借地契約することとなる林況の林分が、集約施業地であったとは考えにくい。高度経済成長を背景にわが国林政が拡大造林を推し進めていったその時代に、木材生産力を大きく期待されなかった山間高地の資源が、共有林的性格を有する民有林と隣接する林野として、聞き取り調査から把握できたように実質国有林入会の状態で地元地域の住民に利用されていたと考えられる。

表-5-16でみたように国有林以外の林野（土地）のほとんどは自己有地であるが、これらの多くは牧野農業協同組合の所有である。また、大仁田と新田は記名共有の共有地となっている。これらはいずれも、林野利用という観点からは実質的に共有林（＝組合有地または共有地）の性格をこれまで有してきており、現在も有している<sup>(23)</sup>。

## 第5節 小括

国有地の入会問題もまた複雑である。入会林野近代化法の適用地は私有地と公有地であり、国有地は対象となっていない<sup>(24)</sup>。しかし、国有地に入会権が存在するか否かについては、長い間議論が交わされてきた。それは、まさに現実に入会実態があるからにはほかならない。その実態を法律という枠に当てはめて考えるときに権利の認否について見解が分かれるものであろう。大審院での国有地における入会権の否認判決<sup>(25)</sup>、その後の判例における態度変更<sup>(26)</sup>など、歴史も大きなうねりを物語っている。確かにこの議論は重要である。しかし今日、その入会実態と対象になっている林野（ここでは国有林ということになる）の、今後における位置づけや扱いに重点をおいて捉えたい。国有地入会権を認める最高裁判決が出たあとも部分林、共用林、貸付使用など国有林の地元使用が減り続けてきている、との指摘もあるが<sup>(27)</sup>、そもそも国有林の地元利用の減少は、入会権の存否とは別のところに課題の本質があると考えられる。

本章で取り上げた事例は、まさにこのような面を有している。北上山系開発事業が進む以前について、放牧共用林野の設定が行われたこと以外の実態を明らかにし得なかった。このため詳細については不明な点があり、断定的なことはいえないが、共有地や協同組合有地として実

質入会の状態にあった民有地と、それと隣接するまたはそれを取り囲むかたちで賦存した国有林を一体として、地元地域の住民が入り会って放牧利用していたと考えられる。そして、以後は明らかに実質入会形態での牧野利用が行われてきている。幸い、当該地域では権利にかかる争いやトラブルはなく、国有地入会権の存否という視点で捉える必要はない。課題は今後どのように有効利用を図っていくか、どのようにして維持管理・保全を図っていくかであろう。その場合の課題が本事例においては担い手であり、主体である。

前節でみたように、高齢化が当該地域における最重要課題であるといえよう。見通しを立てられるようなところまでの抜本的な対策が講じられているわけではないが、村は今後の重要施策の一つとして畜産振興を掲げている。そして一部に肉用牛生産への若手の参入が認められる。ただ、一部の担い手にのみ期待するには自ずと限界があるし、もとより林野管理・利用を直接的に担う参入ではない。しかし、以前に比べ減少したとはいえ、現在設定されている放牧共用林野の面積だけでも約1,600haにのぼる。有償貸付地や民有地（自己所有地）を加えれば3,000haを超える。地域の林野（牧野）資源を持続的に保全・利用していくためには、この林野（牧野）の維持管理や施業を放棄するのではなく、地域が一体となって管理していくことが求められる。

似たような視点から、入会林野管理に地方自治・住民自治の原則を当てはめ、地域の共同の資源として林野を捉え市町村へ払下げ等を行うべきであるとする提言もみられる<sup>(28)</sup>。本事例の場合、国有林のウエイトが大きい村有化の方向は現実的ではないが、仮に村の管理下に置くとしたとき、そのことで一定の安定性をもつと考えてよいものの、それと引き替えに融通性を低減させる面は否めない。この点から、市町村有とすべきとまでは主張しない。が、地域の共同の資源として捉えることを重要視する視点は強く支持したい。どのような形態の主体を想定することが適当であるのか、その判断を一概に論ずることは難しく、地域の実情により即して得失を慎重に検討する必要がある。特に、川井村のように国有林との関わりが大きい場合、ひとり村サイドの検討のみで方向付けはできない。まさに地域が一体となって維持管理・利活用のあり方を検討することが求められる。

平成20（2008）年7月末、川井村は隣接する宮古市と合併特例新法に基づく合併協議会を設立し、その後協議を進め、平成21（2009）年6月12日に川井村と宮古市の両議会は、合併に関する議案をそれぞれ可決した<sup>(29)</sup>。合併年度を含むこの先10年を期間とする新市基本計画では、7つの施策分野を設け、分野ごとに主要事業を掲げている。その7つの施策分野別の計画事業費（川井村分）は表-5-18のとおりである。産業振興に関係するのは「活力に満ちた産業振興都市づくり」の分野であり、その比率は22.4%となっている。一方、近年の、川井村の単年度会計における歳出に対する農林・商工・労働関係費の比率は16.7%程度となっている<sup>(30)</sup>。新市基本計画における事業ビジョンと年度決算状況とを単純に比較して論じることはできないが、合併後も川井村の産業振興が重要課題のひとつとして位置づけられていることは間違いなく、いってよい。分野別予定事業について森林・林業、畜産などの詳細な内容は不明であるが、合

表一 5-18 新市基本計画における施策分野別計画事業費 (川井村分)

施策分野	計画事業費 (百万円)	比率 (%)
三陸沿岸地域の拠点都市としての基盤形成	2,010	32.4
活力に満ちた産業振興都市づくり	1,388	22.4
安全で快適な生活環境づくり	1,658	26.7
健康でふれあいのある地域づくり	320	5.2
多様な参画による交流と連携の地域づくり	78	1.3
個性を活かし未来を拓くひとづくり	584	9.4
新しいまちにふさわしい行財政運営の推進	166	2.7

資料：宮古市・川井村合併協議会（2009）および聞き取りによる。

併協定項目の整理において、「畜産振興総合対策事業」や「公共牧野」,「市町村森林整備計画」,「林業振興補助金」は現行制度が踏襲されることとなっており, 関係産業の振興を図る方向は維持されるであろう。

新たな市政が畜産振興, 林業・林産業振興をどのように具体的に位置づけるかを想定することは現時点では難しいが, 国有林を含む3,000ha規模の林野の扱いが粗上から消えることはない。村内での完結が難しいとされるヘルパー組織の構築も, 合併を転機として新たな展開がみられるのではないかと, どの期待も関係者の間にはある。

川井村は合併を前に, 岩手県（宮古農業改良センター）および牧野組合連合会と連携して放牧地の現状調査を行うこととしている。それは, 遊休化している放牧地をはじめ放牧地に直接出向き, 牧草の繁茂状況, 利用状況等を把握するもので, 必要に応じて関係者への聞き取りも行われる。新市への移行を前に, 牧野利用ひいては肉用牛生産振興の新たな体制整備の始まりとも期待される。

共同で地域の林野を維持管理し利活用する。この場合の「共同」には, 入会的なものから, 協同組合のような形態のもの, さらに行政と深い関わりをもった形態のものなど多様なものが考えられてよい。菊間満<sup>(3)</sup>はまた, 「林業内部論理のみに限定されない, 地域全体の活性化, 農業や林業等を支える地域資源総体の地域住民本位の利用と計画化, 担い手の組織化を, 山村地域において協同組合の新たな運動形態で目指す」ことを主張する。協同組合の形態が妥当か否かについては本論で言及し得ないが, 「農業や林業を支える地域資源総体」という捉え方は重要であると考えられる。川井村の場合, まさに林野のあり方だけの議論は妥当でなく, 村の主要産業である畜産業とそれを支えている林野として捉え, 農（畜）林複合経営のなかで林野の持続的管理・経営を実現していく方策を検討することが最も重要な視点であるといえよう。また, 国有林との関わりという視点では, 国有林野事業の今後の動向とも深く関わりながら国有地入会問題の本質や地元利用をどのように捉えるかについて, 国有林地域社会の問題として考えていかなければならない<sup>(4)</sup>ことも川井村が抱える課題である。



注および引用文献

- (1) 2005年農林業センサス。以下、この節における面積はいずれも同センサスによる。
- (2) 岩手県企画部北上山系開発調査室（1973）『北上山系開発地域土地分類基本調査 川井』，p.10.
- (3) 「岩手県農林水産統計年報」による。
- (4) 肉用牛生産近代化計画は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、平成27年度を目標に肉用牛生産近代化を計画的に推進するための基本計画として村と農業団体等により策定されたものであり、当該村における肉用牛生産の振興を図るために必要な施策展開の指針となるものである。当該計画は国が公表した「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」ならびに「川井村総合開発計画」，「農業振興地域整備計画」および「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」など肉用牛生産に関連する諸計画との調和を図り策定されている。
- (5) 岩手県企画部北上山系開発調査室（1973）前掲書，序
- (6) 豊島正幸「荒廃裸地化の潜む北上山地山稜部の草地」『宇宙から見た日本の農業』（<http://www.niaes.affrc.go.jp/jspace/map12.html>，2008.6.25）
- (7) 小松陸男（1983）「北上山系における畜産開発の実態と問題点」『東北農業研究』32，pp.5-6.
- (8) 岩手県（1986）「北上奥羽山系開発の概要」による。
- (9) 岩手県農政部（1993）『平成4年度 公共牧場開発整備基礎調査報告書』，p.19.  
実施された畜産関係補助事業は、団体営草地開発整備事業、地域畜産総合対策事業、小規模草地開発整備事業および公共育成牧場整備事業である。
- (10) 6つの牧野組合が管理・利用する放牧地のほか、放牧を休止した後に採草地として村が管理している採草地3カ所を「公共牧野」と称している。
- (11) 大川健嗣（2006）『地域づくり論』河北新報出版センター，仙台，p.203.
- (12) 夏季に放牧地に放して放牧飼養をし、冬季に放牧地から畜舎に降ろして畜舎飼養をする飼養形態。給餌や他の農作業従事の面でメリットがあり、効率的な農家経営に資するスタイルといわれる。
- (13) 川井村公共牧場再編整備統合推進幹事会事務局（1997）『川井村公共牧場経営の現状』，p.5.
- (14) 岡田秀二（1989）「放牧共用林野利用と牧野組合の再編」『国・公有林野における「地元」関係の変化と地元政策のあり方に関する研究』科学研究費補助金研究成果報告書，p.16.
- (15) 共用林野とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第46号）および国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号）に基づく契約により、地元住民に林野副産物の採取利用や牛馬の放牧が認められる国有林野のことである。

- (16) いずれも2008年5月に行った聞き取り調査による。
- (17) ここ2年の期間で見るとこのような動向になっているが、全国の肉用牛取引頭数の約8割を占める黒毛和種の価格も、5年くらいのスパンで見ると価格は上向きであり、平成15年から19年の5年間で平均価格が22.8%上昇している（農畜産業振興機構による需給解説）。
- (18) 平成18年の秋市場の平均価格において、全国平均約24.8万円、川井村生産牛25.6万円である。
- (19) 平成20（2008）年における6牧野組合の組合員数67名の平均年齢である。
- (20) 2008年7月聞き取り調査による。
- (21) 岡田（1989）前掲論文，p.12.
- (22) 川井村放牧共用林野運営に関する条例（昭和42年3月4日条例第5号）
- (23) 2008年7月聞き取り調査による。
- (24) 中村忠（1986）「入会林野整備に関する法律上の諸問題 一国有地入会権と入会林野整備」『東日本入会林野研究会会報』6，p.20.
- (25) 大正13（1924）年，大審院は入会権を否認する判決を下している。
- (26) 屏風山事件の最高裁判決（昭和48（1973）年）ののち，裁判所は態度を変更し，国有地入会権を認めるようになった。（松原邦明（1998）「国有林地元施設の現況と問題点」『東日本入会林野研究会会報』18，pp.28-32）
- (27) 松原邦明（1998）前掲論文，p.32.
- (28) 菊間満は，生産森林組合の今後の課題整理のなかで，仮に生産森林組合を解散する場合という前提をおきながら，対象林野の個人分割や私有化は避けるべきであり，基礎的の地方自治体である市町村への寄贈や払下げを行うべきであると言及している。（菊間満（2004）「生産森林組合の現状と今後の課題」『東日本入会林野研究会会報』24，pp.19-26）
- (29) 川井村は，平成22年1月1日に宮古市に編入合併した。
- (30) 『川井村統計書 平成19年度版』において，平成12～17年度の当該比率の平均が16.7%となっている。
- (31) 菊間満（1990）「地域資源の管理と林業協同組合の取り組み」『東日本入会林野研究会会報』10，pp.20-24.

## 第6章 第3セクターによる地域森林資源管理の展開

### — 共同的林野管理の一形態 ～愛媛県旧久万町を例に —

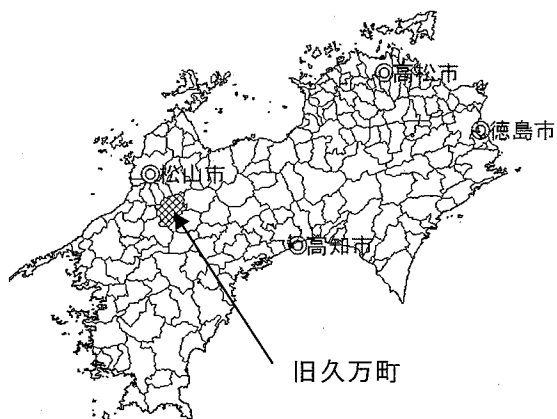
#### 第1節 旧久万町の概要と第3セクター設立の方向

第3章から第5章まで、もともと入会林野の性格を有しつつ、共同性をもって利用・管理されてきた3つのタイプの事例を、岩手県内の3つの対象地からみてきた。本章では視点を変え、入会林野という本来的に共同性を有していたものとは異なる地域森林資源を、地域が自ら主体性をもって共同的に維持・管理している事例を取り上げる。そこでの維持・管理の形態（主体）は第3セクターであり、事例対象地は愛媛県旧久万町（現久万高原町）である。

第3セクターは、「民間活力の活用」というスローガンのもと、地域振興などを目的に設立が進み、1980年代後半以降は政策的に各地に広がった。総務省の調査<sup>1)</sup>によれば、平成18（2006）年3月31日時点の全国の第3セクターは、9,208法人である。1年間に新たに設立された法人数は100法人であり、これは年間設立数ピーク時（平成4（1992）年）の約9分の2に相当する。しかも、同じ1年間に401法人が減少しており（前年比4.2%の減）、第3セクターは設立と淘汰が繰り返されている状況にあるといえよう。ただ、第3セクターの62%は黒字経営となっており<sup>2)</sup>、第3セクターすべてが経営事情が厳しいという捉え方は正しくない。

さて、愛媛県旧久万町は、全国的にも有名な古くからの先進林業地である。愛媛県の中南部に位置する旧久万町は、四国山地に囲まれた標高400～800mの高原の町である。主要産業は農林業で、現在では夏秋トマトを中心とする高原野菜の主産地ともなっている。古いデータになるが、旧久万町が第3セクターを設立した当時の状況を理解する意味も含めて、当時の指標をみると、人口約8,500人、世帯数約3,000戸、産業別就業人口は第一次産業37.6%（うち林業4.2%）、第二次産業21.3%、第三次産業41.1%（いずれも昭和60年国勢調査）となっている。町財政における歳出額規模は、昭和63（1988）年で約36億2千3百万円、このうち農林業費の割合は25.5%<sup>3)</sup>と農林業費が町歳出額の4分の1を占め、農林業が主要産業であることを裏づけている。

旧久万町の森林資源（林野）の状況は、表-6-1、図-6-1および図-6-2から窺える。町面積の約9割を占める林野のうち、国有林はわずか4.9%に過ぎず、一方で私有林が85.2%と非常に多くを占めている。また、89%



（旧久万町位置図）

という高い人工林率(図-6-1)は、先進林業地として造林(植林)活動が営々と営まれてきたことを表している。図-6-2に示した人工林の齢級別森林面積は2000年農林業センサスのデータであるが、第3セクターが設立された平成2(1990)年の状況は、このグラフを2歳級(10年分)左にスライドさせてみるとわかる。つまり、間伐等の保育作業を必要とする3~7歳級の森林が多くを占めていたことになる。

表-6-1 旧久万町の所有別林野面積

(単位: ha, %)

合計	国有	民 有					
		計	公団	公 有			私有
				小計	県有	町有	
13,935	679	13,256	230	1,153	66	1,087	11,873
100.0	4.9	95.1	1.7	8.3	0.5	7.8	85.2

資料: 2000年農林業センサス

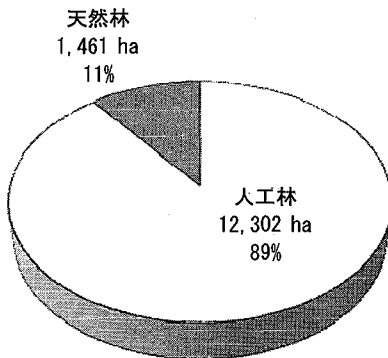


図-6-1 人天別森林構成(旧久万町)

資料: 2000年農林業センサス

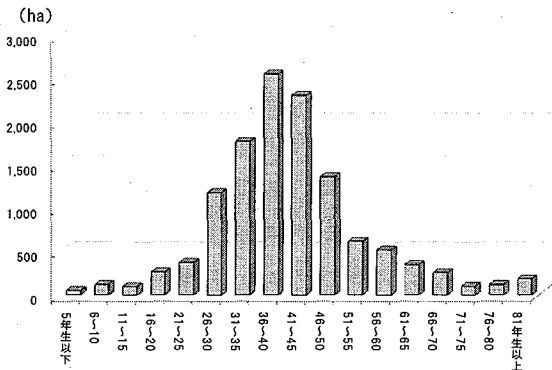


図-6-2 人工林齢級別面積(旧久万町)

資料: 2000年農林業センサス

旧久万町は、昭和44(1969)年に、全国の注目を集めて「上浮穴地方林業技術体系」を策定し、優良無節材および優良大径材の育成を育林目標として、集約的枝打や間伐を同体系に基づいて行い、形質の揃った原木を常に生産しうる基盤づくりに取り組んできた地域である。しかしながら、全国的に進行する過疎化と林業労働力の高齢化は旧久万町においても同様であった。そこで、これまで築き上げてきた森林資源を適切に守り、育てていくために、旧久万町が選択したのが森林の保育および素材生産等を業務内容とする第3セクターの設立であった。

当時はまだ森林林業関係の第3セクターは全国でも数えるくらいであったが、旧久万町は「ふるさと創生事業」<sup>4)</sup>で交付された1億円も全額投入して第3セクターを設立した。その設立から現在までの主な動きを次節以降で整理する。その作業を通じて、地域が一種の共同性をもつ

て当該地域の森林資源を維持・管理している形態が確認できる。

## 第2節 第3セクター設立とその後の展開

旧久万町の第3セクター設立は、平成2（1990）年の8月である。設立に向けた具体的な準備は昭和62（1987）年9月に始まっている。以降、設立までの主な動きを表-6-2に示した。設立準備委員会をはじめ、プロジェクト会議や5回に及ぶ先進地視察等のほか、国・県・関係機関との協議・調整ならびに職員採用および研修受講など、計画的かつ緻密な準備を経過したことがわかる。平成2（1990）年5月には、地元対応として森林組合や公民館への説明・協力要請がなされた。わけても同時期に各集落に対する説明会が開かれ、地元住民に概要説明と協力要請が行われていることは特筆すべき事項であろう。後述するように、第3セクター設立が地元住民に支えられて実現しているからである。各集落への説明会は町職員が中心となって開催されたが、林務担当に限らない多くの職員が体制を組んで実施された。いずれの説明会も多くの参加者があり、地元住民の関心は非常に高いものであった<sup>7)</sup>。

設立した第3セクターの業務内容は、①森林の保育、②素材生産搬出、③農林道の設計監理、

表-6-2 第3セクター（株式会社いぶぎ）設立までの経過

年月日	事 項	内 容 等
S62.12.09	地域林業担い手育成確保対策事業協議会にて討議	・林業労働対策（会社設立）にかかる立案書提出
63.02.04 ~05	先進地視察（熊本県O町）	・担い手育成確保対策事業の就労環境整備対策の一環として担い手育成協議会委員ほか14名が視察（森林組合，県，営林署）
06.18 .28	第1回第3セクター設立準備委員会 町議委員5名による勉強会	・委員12名（町議5，林家5，森林組合，県）
08.24	同上	・問題点の整理
09.22	第2回第3セクター設立準備委員会	・問題点の整理，コンセプトづくり
H01.03	<3月町議会>	・ふるさと創生事業費1億円の投入を町議会で決議
03.27 ~28	先進地視察（高知県O林業㈱）	・担い手育成確保対策事業の指導活動の一環として指導員が視察研修
05.31	第1回久万創生プロジェクト会議	・プロジェクトチーム発足（町職員8名） ・事業の方向付け，内容整理，問題点の検討
06.27	第2回久万創生プロジェクト会議	・第3セクター設立について全体的意見の検討 ・先進地調査について
08.01 ~03	先進地視察（鳥根県D森林㈱）	・大学助教授，森林組合参事，町長ほか4名
.22	上浮穴社会教育研究大会	・各町村でのふるさと創生事業取組の事例発表
09.12 ~14	先進地視察（熊本県Y産業㈱）	・大学助教授ほか6名 ・第3セクター設立及び経営のノウハウについて
10.06 .23 ~25	第3回久万創生プロジェクト会議 先進地調査（熊本県Y産業㈱）	・先進地調査研修報告会 ・第3セクター設立専門委員会（議員により構成） 委員長ほか4名

11.07	第4回久万創生プロジェクト会議	・会社定款の検討
12.01	第5回久万創生プロジェクト会議	同 上
.13	第3回第3セクター設立準備委員会	・会社定款の審議
02.01.17	定款等の検討・作成	・弁護士, 社労士との対応
.21	第3セクター設立について町長・森林組合長会談	・第3セクターと森林組合の関わり等について
02.06	林野庁森林組合課を訪問	・趣旨及び概要説明等
.08	弁護士, 司法書士との打合せ	・法的検討事項及び具体的準備の確認
.23	経済専門委員会	・第3セクターの概要説明
03.06	中核農業者協議会	・農林業後継者対策としての第3セクターの概要説明
.19	愛媛ふるさとづくりフォーラム	・ふるさと創生事業の事例発表
04.02	第3セクター職員採用面接	・応募者5名の面接
.16	グリーンワーカー研修参加の打合せ	・熊本県林業作業技術士研修受講の打合せ
.27	第3セクター設立説明懇話会	・設立発起人13名の選出
05.10	第1回発起人会	・発起人総代の選出 ・定款の説明 ・発起人の株式引受について ・第3セクター名の決定(㈱いぶき)
.11	林業指導者協議会	・第3セクターの説明及び今後の指導依頼
.14	森林組合理事会	同 上
.16	公民館長・主事会	・地区公民館での説明会開催の協力依頼, 打合せ
.18	県森林林業課を訪問	・第3セクターの説明及び今後の指導依頼
.21	NHK取材打合せ	・取材日程等の打合せ
.22	各公民館で説明会を開催(～05.30)	・町長, 助役及び収入役をキャップとする3班を編成し, 11公民館で概要説明と協力要請
.24	森林組合総会	・第3セクターへの出資(500万円)を決議
06.01	グリーンワーカー研修参加者打合せ	・いぶき職員3名との打合せ
.04	グリーンワーカー研修開講式	(熊本県林業技術センター)
.15	仮株式申込書とりまとめ	・仮株式申込書のとりまとめ
07.02	第2回発起人会(設立発起人会)	・設立の際発行する株式の数 ・定款の認証 ・株式払込金融機関等 について
.04	定款の認証	・公証人役場にて定款の認証
.06	株式申込事務取扱委託契約	・銀行と委託契約を締結
.11	有価証券通知書提出	・四国財務局へ有価証券通知書を提出
.16	株式申込書募集開始	・募集期間 16～25日 ・株式払込期日 25日
.25	(募集手続完了) 第3回発起人会	・創立総会, 取締役会における議事内容の確認
.27	創立総会, 取締役会	
08.02	会社設立登記	・第3セクター設立

資料：第3セクター設立に関わった筆者の業務メモをもとに整理したものである。

④林産物の加工・販売, ⑤機械による農耕及び収穫作業, ⑥その他関連業務, となっているが, このうち重点がおかれたのは①および②であり, 第3セクター設立当初もこの業務が先行して行われた。表中にもあるグリーンワーカー研修を修了した者をはじめとする職員4名, その平

均年齢27歳という若い組織が会社を動かし、町内の森林作業を請け負って事業を拡大していった。設立から5年後の平成7（1995）年9月、それまで旧久万町内としてきた事業エリアを流域全体<sup>6)</sup>に広域化させた。平成20（2008）年4月時点の職員数は47名（平均年齢34歳）、資本金約3億2千万円の規模となっている。

最近の事業実績は表-6-3のとおりである。約3億8千万円の事業実績（平成19（2007）年度）はかなり大規模であり、ここ3年間で事業規模が大きく拡大している。これは、最近の地球温暖化防止対策の視点も含めた国全体での森林整備事業に対する重点的予算措置なども背景としてあろう。その意味ではひとり株式会社いぶきのみを取組実績というよりは、地元森林組合、一人ひとりの森林所有者、そして会社運営を支援する町および地元住民の総体によって現れている実績と捉えた方がよい。

表-6-3 株式会社いぶき事業実績

	平成17（2005）年度		平成18（2006）年度		平成19（2007）年度	
	数量等	金額(千円)	数量等	金額(千円)	数量等	金額(千円)
皆伐	633 m <sup>2</sup>	5,333	260	3,516	166	1,041
間伐	17,446 m <sup>2</sup>	141,547	17,686	132,094	14,800	138,729
除伐	93 ha	33,937	250	62,707	334	113,067
地拵・植林	0 ha	0	25	20,000	55	45,375
草刈・枝打	7 ha	1,021	0	0	0	0
林道補修	31,300 m	3,776	33,000	4,787	5,800	5,086
作業道開設	27,081 m	24,691	66,646	88,453	86,000	69,283
その他事業	144 件	18,001	79	13,129	21	12,310
(計)		228,307		324,685		384,891

資料：(株)いぶき株主総会資料

注：金額は事業請負・受託金額。計の不一致は四捨五入による。

しかし、経営状態に目を向ければ、必ずしも問題がないわけではない。表-6-4は平成19（2007）年度の決算指標であるが、経常利益でもマイナスとなっており、経営状況の厳しさが窺える。地域の森林資源整備・管理を支える実働部隊としての理念および事業実績と、会社経営面から求められる財務上の実績、この両者のバランスの確保・維持を、株式会社いぶきが抱える課題として挙げなければならないであろう。

表-6-4 株式会社いぶき決算指標  
(平成19（2007）年度)

	(単位：千円)
売上高	384,891
売上原価	75,037
販売費及び一般管理費	341,154
営業外収益	26,127
営業外費用	2,475
特別利益	9,303
特別損失	1,656
売上総利益	309,854
営業利益	△ 31,299
経常利益	△ 7,647
純利益	0

資料：平成19年度 株式会社いぶき損益計算書

### 第3節 第3セクター設立にみる一つの「共同性」

株式会社いぶきの設立時点と現在の比較を、表-6-5に掲げた。職員数、資本金の大幅な拡大が明らかであるが、それと同時に注目されるのは、株式の所有構造である。町や関係機関のほかに、地元の一般農林家等が株式を所有しておりその割合は設立当時では39.2%にもものぼる。特筆すべきは、その農林家等の数である。農林家等が株式の一部を所有すること自体は想定されておかしくないが、その場合、大口の所有者がいるのが一般的ではないだろうか。しかし旧久万町では、設立当時で293名が株式を所有し、1人あたりの所有株式数は2.0株となっており、現在でもその数値は1.6株である。このことから、広く多くの地元住民が第3セクター(株式会社)の株式を所有し、第3セクターを支えているという構造にあることがわかる。

表-6-5 株式会社いぶきの職員、資本金、株式の状況等

	平成2年(設立時)		平成20年(現在)	
	所有株式数 (株)	出資金額 (万円)	所有株式数 (株)	出資金額 (万円)
職員数	4名		47名	
職員平均年齢	27歳		34歳	
資本金	7,405万円		31,580万円	
発行済株式数	1,481株		6,316株	
株式の状況	所有株式数 (株)	出資金額 (万円)	所有株式数 (株)	出資金額 (万円)
農林家等(旧久万町) 【293名】	581	2,905		
〃(久万高原町等) 【461名】			737	3,685
久万町森林組合 (久万広域森林組合)	100	500	196	980
久万農業協同組合	20	100		
松山市農業協同組合			20	100
えひめ中央農業協同組合			6	30
久万凶荒予備組合	20	100	20	100
町	720	3,600	4,182	20,910
町有林	40	200		
自社所有			1,155	5,775
計	1,481	7,405	6,316	31,580

資料：旧久万町業務資料、(株)いぶき第18期株主総会資料

株式会社いぶきの場合、1株の発行価額は5万円であるから、各農林家等が5～10万円の出資をしていることになる。無論、株式会社への出資であるから株式投資であることに違いないが、株式会社いぶきに対し、配当目的から出資する住民はほとんどいなかったといつてよい<sup>m)</sup>。出資者のなかには、森林所有者も非所有者も、また農林家も非農林家も含まれる。所有森林の保育作業の担い手として株式会社設立に期待する森林所有者はともかく、森林を所有しない住民もが5～10万円の出資を行う行為は、何らかの強い動機に基づいていると考えてよい。旧久万町の場合、その動機は、<地域の森林を引き続き適切に保育・整備していくことを重要視する自覚>であったといえる。先達が樹を植え、育て、地域の森林の約9割にも達した人工林、その地域資源を地域自ら維持・管理していく一形態として株式会社いぶきの設立は認められよう。



もとより、林業を重要視し、いわゆる“攻めの行政”に取り組んできた町のスタンスがあったからこそ実現した取組であることは認識する必要がある。そうした町行政と自覚水準の高かった地元住民の相互理解・相互協力によって株式会社いぶきは成り立っている。「所有」においても「利用」においても自分たちが必ずしも直接に関わりをもっていないという意味では、前章までにみた「共同管理」とは趣が異なるが、地域の森林資源をその地域が一体となって「適正に整備及び保全」していく一つの「共同」のかたちとして、株式会社いぶきの事業展開は位置づけられる。

#### 注および引用文献

- (1) 総務省報道資料「第三セクター等の状況に関する調査結果の概要」([http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061227\\_3.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061227_3.html), 2009.1.1)
- (2) 平成18(2006)年12月27日発表の前掲総務省報道資料による。
- (3) 久万町誌編集委員会(1989)『久万町誌増補改訂版』久万町, p.550.
- (4) 昭和63(1988)年から平成元(1989)年にかけて、日本の各市区町村に対し地域振興に使える資金1億円を交付した事業。正式名称は「自ら考え自ら行う地域づくり事業」。
- (5) 各集落に対する説明会への参集者数のデータは得られていないが、当該説明会に主催者側の一員として参加した筆者は、概して公民館が埋まるくらいの住民の参集を得て説明会が開催されたことを明確に記憶している。
- (6) 関係流域は「中予山岳流域」で、面積72,350ha(愛媛県土の13%)、森林率90%、民有林率79%、民有林の人工林率86%、素材生産量約153千 $m^3$ である。(数値はいずれも平成11(1999)年度のもので、愛媛県資料による。)
- (7) 出資者への意思確認をしたものではなく、説明会開催から株式募集・発行実務に直接携わった筆者が、出資者と接するなかで得た受け止めである。

## 第7章 考察（むすびとして）

本章では、前章までを要約し、考察を加えてむすびとする。

### 第1節 地域資源の共同的管理論と林野の共同的管理

第1章では、地域共同管理論を中心に、地域資源の共同的管理論を探った。「地域共同管理」とは、「地域社会の構造と機能を統一的に把握し、あわせてその機能の発展を自治的主体形成として力動的に捉えるための概念」として設定されるものであり、<共同的に、地域内の土地（＝資源・環境）を構成員（＝関わりをもつ者）が継続して、目的に沿って有効に利用できる適切な状態に維持・改良するとともに、そのために構成員間の秩序を構築すること>であった。そしてその機能はつねに多様な主体によって維持されており、地域共同管理が、住民、住民組織および自治体（行政）の相互協力（パートナーシップ）によって成り立っていることが整理された。

そのうえで、「むら」と集落（農業集落）に注目するなかでいまなお多層構造をもつ共同性が存在する「むら」が、農山村の地域資源を対象とする生産活動や生活の問題を考える際に重要な手がかりであることが確認された。また、集落（農業集落）については、①減少傾向にあるものの根強く残っていること、②全体的に寄り合いは開催され、「環境美化・自然環境の保全」への関心が高まっていること、③集落活動に、伝統的行事から福祉・環境問題等に関するものへのシフトが感じられること、④共有財産・共有林では集落管理が行われ、「共同性」がいまなお残っていること、⑤山間農業地域においても4割を超える農業集落で転入者があるなど集落の構成が変容していること、など内実を変えながらも集落機能は失われていないことが確認された。そして、集落がどのような機能を果たしうるか、また集落構成員がどのような機能を集落にもたせようとするか、が重要な点として指摘される。

さらに、地域共同管理の課題として4点が抽出された。1つ目は管理概念の明確化であり、「利用を基礎にした管理」に自立化していく論理を明らかにすることが求められた。そして、「管理」に対する「意識」が住民を共同性に向かわせるものの一つであって、外部の視点による評価を受け入れ、消化し、吸収することが重要であった。課題の2つ目は新しい共同性の確立であり、従来の共同性を、現在の地域社会において各地域がそれぞれ求められる機能発揮のためにいかに発展的に組み替えていくかという視点が重要であった。3つ目は主体の持続性であり、多様な主体が関与する重層性の維持に加え、持続性が備わることが地域管理の発展の基盤として考えられた。4つ目は分権化と資源共同管理との関わりであり、自らの地域資源を自ら管理する体制の構築が必要とされた。また、地方分権の実質性を高めるために、「分権を必要とする内部条件」とともに「分権に応じうる内部条件」の整備が資源共同管理の実現において必要であった。

次に、地域共同管理の視点から森林資源をみたときに、伝統的な森林資源管理を、現代の要請に応えるように地域の視点から再構成することが必要であり、多様な主体が関わりながら地域社会全体で森林を管理していく体制・仕組みがつけられる必要性が強調された。それは、「森林の社会的管理」の考え方においても、住民参加も含めた多様な形態を通じた「社会化」が期待されている点で共通するものであった。そしてその前提ともいえるのが「所有と利用の矛盾」の解消であり、所有の論理を利用の論理でコントロールする考え方、いいかえれば「個」による問題意識の自覚と合意形成による「共同性」確保の必要性が認識された。

第2章では、林野（森林資源）管理に関する共同性を考えるうえで重要な位置にある入会林野について、その歴史と現状および展望を整理した。その作業を通じて次のことが確認された。

多くの自然資源の所有制度がそうであったように、入会林野も「非所有または共的所有」が「公的所有または私的所有」に移されるみちをたどった。すなわち、明治以降、入会林野は国有化、公有化および私有化のみちを進んだのである。その過程では、権利（入会権）や慣習（入会利用慣習）に関する問題がつねに大きな課題として存在し、地域によっては係争が生じるまでに至ったところもある。法律に基づいて整備（近代化）された林野がある一方で、いまなお未整備とされる入会林野が約50万haあるといわれる。また、整備（近代化）された林野も、整備後の経営形態の中心である生産森林組合が厳しい状況にあるなど、望ましい状態にあるとはいえない。失政の結果であると分析されることが多いが、それよりも重要なのは、こうした林野の持続的かつ有効な利活用を図ることである。環境資源的な側面からの重要性も含め、入会林野がもっている多様な機能を見直し、そして認め、地域全体であるいは地域を超えて管理・利用するとともに、かかる制度の見直しと整備を行うことが求められる。

また、「入会地」や「共有地」と訳され、「地域の人々が共同で所有・利用・管理している自然環境、またはその所有・利用・管理のしくみ」とも定義されるコモンズ（コモンズ論）も、環境保全的な役割が意識され、林野（森林資源）の共同的管理を考えるうえで同じ方向にあるといえる。そして、山村と都市の交流関係のうえに立つ新しい林野利用が「新たな入会」と位置づけられるように、伝統的な入会や伝統的なコモンズの考え方の枠から一歩踏み出すことが求められている。

こうした理解に立ったうえで、各地域に存在する入会林野やコモンズのように共同的に利用・管理されてきた林野がそれぞれ成立過程や歴史的経緯に地域的な特色を有し、地域差、個別差が著しいことを踏まえ、第3章以下で地域事例における課題等の確認を行った。

## 第2節 地域事例にみる林野の共同的管理

陸前高田市矢作町の旧財産区有林の事例では、かつての村有林野が町村合併によって財産区有林になり、現在は市有林として管理されている林野をみた。村有林時代に村民の共同の山として利用され、村民の生活を支える基盤となってきた林野が、昭和30（1955）年に財産区有林

となった。それから約30年後、内実を変えながらも地域農林家と財産区有林との関わりは維持されていたが、時を経て財産区運営が厳しくなるなかで、平成13(2001)年に市有林に移管された。現在、市は財産区有林時代と同水準の森林整備を行っており、「地域森林資源の維持・管理」は確保されているといえるが、いまなお精力的な木炭生産等の取組みによる根強い需要がある一方で、旧財産区有林の利用は落ち込みをみせている。

そのなかで、地域が受け入れた都会の大学生の林業体験が定着をみて、旧財産区有林を含めた地域森林資源の有効活用策への手がかりを得ている。外部活力の受入れを通じて、地元住民が地元地域の林野を、自ら関わる地域資源として捉えなおしていくことの重要性をこの事例から確認できた。

旧大東町の共有林の事例では、市町村合併を契機として共有林の運営組織を整理・統合し、地域の森林資源を管理していく方向づけがなされた動きをみた。入会林野整備という制度的手続も適用させながら、長い年月の間に複雑となってしまった権利関係を整理し、運営組織の一元化を図り効率的な森林管理を目指そうとする動きである。最終的に一元化される組織は約500haに及ぶ林野を所有することになるため、関係者の間に、地域の森林(林野)の維持管理について意識の高まりがみられている。入会林野整備の受け皿問題の視点からは議論の余地があるが、管理体制(組織)を整えて地域の林野を取り扱っていこうとする前向きな姿勢は評価できよう。

対象林野の新たな取扱いにおいて、林産物収入の再確保——かつて得た相当程度の林産物販売収入をもう一度実現しようとする考え——も重要であるが、そのみでは新たな利用展開は期待しにくい。今回行ったアンケート調査の結果には、森林のもつ公益的機能への関心の高さが表れており、調査で取り上げた共有林組合のなかにも森林がもつ保健休養の機能にも着目しながら共有林野の利活用策を模索する動きがみられるものもある。そうした視点が重要となろう。「地元住民に相応の意識があるか」、「地元行政機関の支援態勢が十分か」、「地元地区内でのリーダー(中心的人物)が存在するか」という点とともに、この事例調査から抽出されたポイントである。

川井村の牧野利用の事例では、牧野組合を中心とする地元住民が、国有地(国有林)および民有地を入会的に利用してきた実態をみた。現在でも最大の地場産業である肉用牛生産を支える放牧が広大な面積の牧野で行われている。しかし、担い手の減少を大きな背景として、利用規模の維持や継続利用を危惧する声も聞かれる。幸いにも、いわゆる国有地入会権の存否という複雑な問題が生じてはならず、いかに有効利用を図り維持・管理していくのか、の対応策が望まれる。その場合、川井村における課題は担い手であり、主体であった。村は今後に向けても畜産振興を重要施策として位置づけており、一部に肉用牛生産への若手参入が認められるが、これにのみ期待するには自ずと限界がある。合計すると3,000haを超える放牧林野の維持管理や施策を放棄するのではなく、地域が一体となって持続的に管理していくことが求められている。

川井村は今後市町村合併を予定している<sup>14)</sup>。これまで成果をみるに至らなかった担い手対策(具体的にはヘルパー組織の構築等)も合併を機に展開がみられるのではないかと、との期待も関係者の間にはある。川井村のように国有林(国)との関わりが大きい場合、村や地元住民の側による検討のみでは方向づけはできない。新たな行政組織と地元住民、そして国有林(国)、これらが一体となって地域資源の維持管理・保全、さらには利活用のあり方を検討することが必要であるといえる。

最後の旧久万町の事例では、ひとたび所有の枠を離れて、地域全体の森林資源を第3セクターによる整備を通じて管理・保全している形態をみた。旧久万町は、古くに造成され成長をみてきた地域森林資源の担い手問題に直面するなかで、第3セクターの設立を決定した。地域の森林所有者の所有森林を、第3セクターが作業を請け負って整備を行い、それを通じて地域森林資源を管理・保全するという構図である。平成2(1990)年に設立した第3セクターの、平成20(2008)年現在の職員数は47名、事業エリアも旧町内から流域全体に拡大し、事業規模も約3億8千万円(平成19(2007)年度)まで大きくなった。経営状態の改善など抱える課題はあるが、地元が第3セクターに寄せる期待はいまなお高い。

旧久万町の第3セクターの特徴は、多くの住民が出資してこの第3セクターを支えていることである。設立時点で地元農林家等が所有した株式数の割合は39.2%にのぼる。これを293名で所有しており、1人あたりの所有株式数が2.0株(価額10万円)となっている。森林を所有しない住民もが第3セクターを直接的に支える実態に、<地域の森林を引き続き適切に保育・整備していくことを重要視する自覚>をみることができる。「所有」と「利用」を超えて、町(行政)と地元住民の相互理解・相互協力によって実現している一つの「共同」のかたちが認められるといえる。

### 第3節 総括

以上を踏まえて、林野の共同的管理について、一つの視座の提示を試みたい。

地域資源の管理には、関わる主体である住民、住民組織および自治体(行政)の相互協力が不可欠である。そしてその住民組織が「むら」や集落であれ、新たな機能集団(組織)であれ、その構成員がその組織にどのような機能をもたせるのかという「意識」が重要である。外部の視点や外部からの評価にも向き合い、自分たちの地域に応じた発展的な「共同性」を、いわば再構築することが求められる。つまり、個による自覚と合意形成による共同性の確保を通じて、地域社会全体で森林を管理していく体制・仕組みの創出・継続である。「地域全体とし<sup>(7)</sup>協力、支援の立場に立つと同時に、その土地利用のあり方が地域社会として合意されているという関係が必要」<sup>15)</sup>となる。

林野(森林資源)は、地球環境問題が注目されるなかで、環境資源的な側面からの重要性が高まっている。林野(森林資源)がもつ多面的な機能を再認識し、地域全体であるいは地域を

超えて管理していく、そのための制度の見直し・整備が期待される。その実現のためには、入会のような伝統的資源管理の枠から踏み出すことも必要であろう。その場合に越えなければならない課題として、「所有」と「利用」の問題がある。

本論で取り上げた地域事例は、必ずしも普遍的要素を提示する好事例ばかりではない。しかしながら、そのなかからも学びうる点は抽出された。1つ目の事例では、市有林に移管された旧財産区有林において、地元の市と住民の連携のもと以前と同水準の森林整備が維持され、外部との交流に新たな活路を見出そうとしている。2つ目の事例では、市町村合併を機に地域資源管理の体制整備を図る動きがみられ、また、森林の公益的機能への着目もみられている。3つ目の事例では、国有林地帯の山村が、広大な放牧利用によって村の主要産業である畜産を成り立たせてきたが、担い手問題が心配されるなか、予定される市町村合併も視野に、村（行政）が主導的に国（国有林）と地元住民との連携を図ろうとしている。そして4つ目の事例では、町（行政）と地元住民との相互理解・相互協力によって設立された第3セクターが、地域の林野（森林資源）の管理・保全に貢献していた。

第1章で注目した「むら」や集落を厳密な単位としてこれら地域事例が展開しているわけではない。しかし、第1章で確認したように「むら」や集落の機能は維持され、重要視されており、本論で取り上げた地域事例の主体でもある地域住民、住民集団、住民組織および行政単位の「村」等は、その集合体であるといえよう。そしてそれらが、今後においても地域資源管理の一主体となっていくであろう事情は変わるものではない。

ここまでの整理を集約して、本論で設定した課題——共同的な林野管理が「森林を適正に整備及び保全」していくうえでの対応として機能しうるのか否か——に対する回答を試みて、まとめとしたい。

結論として端的にいうなら、機能しうると考える。ただし、共同的でさえあればよいということではなく、そこには必要な条件がある。その意味では、機能しうるといふよりはむしろ、その必要な条件を備えさせて機能させるようにすることが重要である、といった方が正確であろう。

すなわち、地域の林野の共同的管理には、

- ①「所有」と「利用」を超えた「住民の自覚（意識）」、「自治体の考え方と態勢」および「中心的人物の牽引力」
- ②林野（森林資源）のもつ多面的機能発揮への理解
- ③都市住民をはじめとする外部との連携・協力

が必要である。

本節のはじめに触れた「住民」、「住民組織」および「自治体（行政）」を、それぞれ「私」、「共」、「公」と置き換えてみる<sup>19)</sup>。その場合、共同的管理がもつ「共」の意味は、「私」、「共」、「公」3者のうちの1つの「共」ではなく、3者間の「共」、換言すれば「協」ということにな

る。その視点に立ち、林野共同管理の一つのかたちをあえて例示するとすれば、〈所有は「公」、  
「共」、  
「私」を問わず、利用は「公」が中心となって「共」、  
「私」と相互に協力する〉というものを掲げたい。この場合に「公（＝自治体）」の成熟が鍵を握ることとなるであろう。

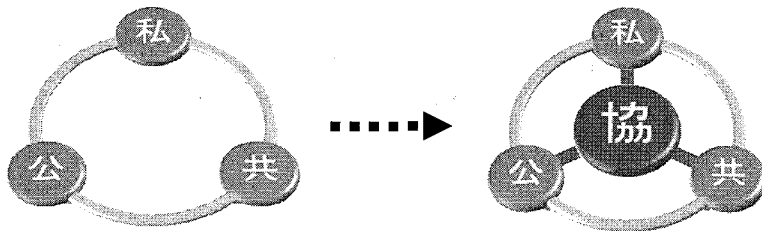
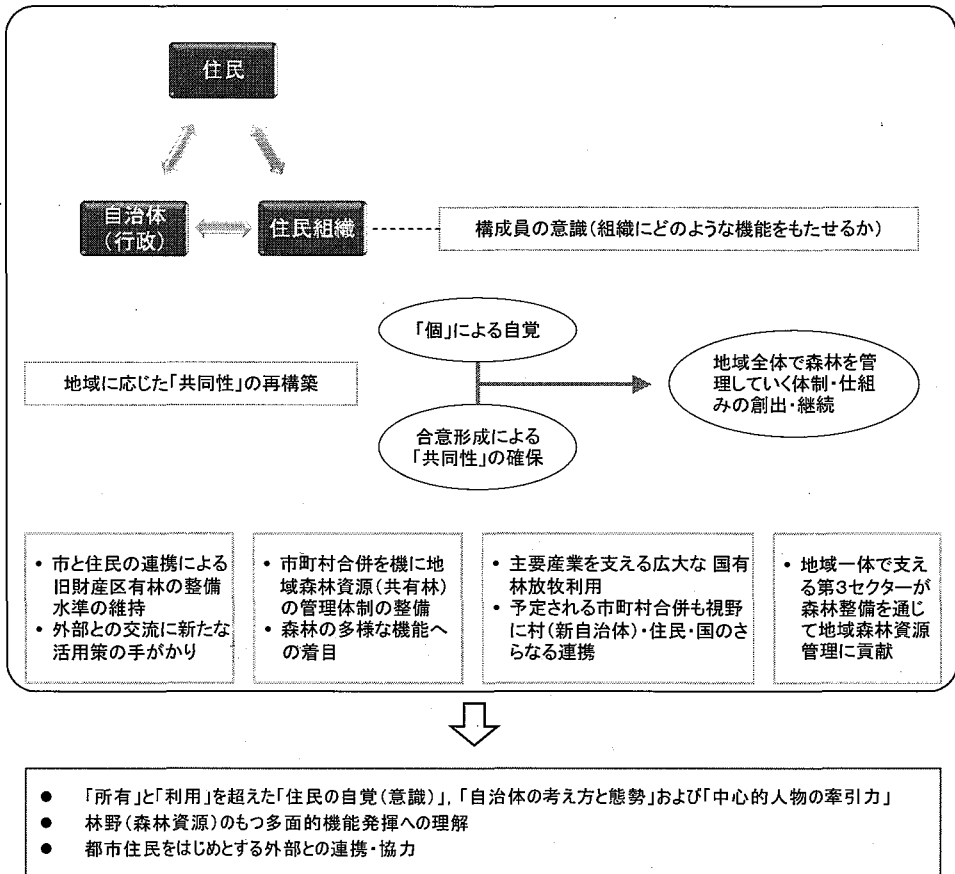
最後に今後の課題を整理する。本論では共同的な管理がなされてきた林野について、これまでの展開と今後の展望・課題を確認し、考察してきた。事例調査による分析では自ずとその検証が将来に送られることが必然であるように、本論で取り上げた各事例の将来的検証が1つ目の課題となる。また、共同的ではない管理がなされている林野——個人や企業等が所有・利用しているなど、その形態も多様である——との比較検討を本論では行っていない。しかし、各地域での森林（林野）の維持・保全・管理の積上げがなされ、すべての森林（林野）が一定の水準をもって管理されることの必要性を標榜するうえでは、それらとの比較検討も重要となる。その対象となる地域事例へのアプローチも進める必要がある。これが2つ目の大きな課題である。

#### 注および引用文献

- (1) 川井村は、平成22年1月1日に宮古市に編入合併した。
- (2) 船越昭治（1989）「入会林野の今日的課題—特に政策問題としての視点から」『林業経済研究』116, p.10.
- (3) 三井昭二は、近代化とともに解体され「私的セクター」と「公的セクター」に置き換えられた「共的セクター」が、現代という時代のなかで公的セクターや私的セクターよりも、いわば中間システムとして期待されることを指摘している。（三井昭二（1997）「森林からみるコモンズと流域」『環境社会学研究』3, pp.33-45）

(参 考)

まとめの概念図 (イメージ)



【所有】



【利用】





引用・参考文献一覧

- 浅井吉次 (1957) 「古くて新しい公有林野問題」『林業経済』100, pp.4-9.
- 池上甲一 (2007) 「むらにとっての資源とは」日本村落研究学会編『むらの資源を研究する』農山漁村文化協会, 東京, pp.14-26.
- 石原豊美 (1992) 「農業集落の変容と共同作業 —農業集落調査のデータを用いて」『農業総合研究』46(3), pp.107-152.
- 泉留維・斎藤暖生・山下詠子・浅井美香 (2008) 「財産区悉皆調査報告書 —ローカル・コモنزとしての財産区」平成18年度発足・科学研究費補助金・特定領域研究『持続可能な発展の重層的環境ガバナンス』「グローバル時代のローカル・コモنزの管理」(A03班).
- 伊藤勝久 (2007) 「中山間地域における資源管理とソーシャル・キャピタルの存在状況—鳥根県雲南市を事例に」(<http://www.soc.nii.ac.jp/jfes/kenkyukai/abstract/T2-4.pdf>,2008.3.5).
- 稲本洋之助 (1981) 「農用地利用増進法制の展開」『農用地の集団的利用 農業の基本問題に関する調査研究報告書7』農政調査委員会, 東京, pp.19-34.
- 井上治子 (1998) 「環境問題と「対自化」する視点」中田実・板倉達文・黒田由彦編『地域共同管理の現在』東信堂, 東京, pp.187-200.
- 井上裕之 (2008) 「平成19年肉用子牛の取引動向について」(<http://lin.lin.go.jp/alic/month/dome/2008/mar/kaisetu02.htm>, 2008.7.7).
- 井上真 (1997) 「コモنزとしての熱帯林」『環境社会学研究』3, pp.15-29.
- 井上真 (2004) 『コモنزの思想を求めて —カリマンタンの森で考える』岩波書店, 東京.
- 井上真・宮内泰介編 (2001) 『コモنزの社会学 —森・川・海の資源共同管理を考える』新曜社, 東京.
- 今村奈良臣 (1983) 「農地の集団的管理」石川英夫編『土地と農村 —地域資源管理を考える』農林統計協会, 東京, pp.51-92.
- 岩手県 (1985) 『北上奥羽山系の開発』.
- 岩手県 (1986) 『北上奥羽山系開発の概要』.
- 岩手県企画部北上山系開発調査室 (1973) 『北上山系開発地域土地分類基本調査 川井』.
- 岩手県農政部 (1993) 『平成4年度 公共牧場開発整備基礎調査報告書』.
- 岩本純一 (1997) 「地域社会の環境としての入会林野」『中日本入会林野研究会会報』17, pp.8-11.
- 岩本純一 (2007) 「滋賀県湖東地域における入会林野利用の展開」(<http://www.soc.nii.ac.jp/jfes/kenkyukai/abstract/B-7.pdf>,2008.3.5).
- 大内雅利 (2007) 「都市化とむらの変化」日本村落研究学会編『むらの社会を研究する』農山漁村文化協会, 東京, pp.38-46.

- 大川健嗣 (2006) 『地域づくり論』河北新報出版センター, 仙台.
- 大野晃 (2005) 『山村環境社会学序説 ―現代山村の限界集落化と流域共同管理』農山漁村文化協会, 東京.
- 岡田秀二 (1989) 「放牧共用林野利用と牧野組合の再編」『国・公有林野における「地元」関係の変化と地元政策のあり方に関する研究』科学研究費補助金研究成果報告書, pp.11-18.
- 岡田秀二・赤澤由明・永坂崇 (2004) 「入会林野整備と残存する入会林野 ―岩手県のアンケート調査から」『入会・コモンズ2004』, pp.39-48.
- 岡田秀二・佐々木一也 (2006) 「第4章 入会林野論」林業経済学会編『林業経済研究の論点 ―50年の歩みから』日本林業調査会, 東京, pp.173-204.
- 岡森昭則 (1990) 「入会の今日的課題は何か」『林業経済研究』117, pp.36-38.
- 戒能通孝 (1964) 『小繋事件:三代にわたる入会権紛争』岩波書店, 東京.
- 笠原六郎 (1983) 「林業視点からの入会林野政策」『中日本入会林野研究会会報』4, pp.7-10.
- 笠原六郎 (1989) 「入会林野政策の軌跡と入会の現代的意義」『林業経済研究』116, pp.12-21.
- 笠原六郎 (1990) 「入会林野政策の軌跡」『中日本入会林野研究会会報』10, pp.6-10.
- 株式会社日本GISコンサルティング「行政用語の解説」(<http://www.ngis.co.jp/yogol/nosei.html>, 2008.12.2).
- 株式会社いぶき (1991) パンフレット『I B U K I』.
- 株式会社いぶき『株式会社いぶき株主総会資料』第16~18期.
- 川井村 (2008) 『川井村統計書 平成19年度版』.
- 川井村 (2006) 『川井村肉用牛生産近代化計画書』.
- 川井村公共牧場再編整備統合推進幹事会事務局 (1997) 『川井村公共牧場経営の現状』.
- 川島武宜編 (1968) 『注釈民法(7) 物件(2)』有斐閣, 東京.
- 川島武宜編 (1973) 『法社会学講座7 社会と法1』岩波新書, 東京.
- 菊池陽佑 (2008) 「山間地における地域振興の展開」, 岩手大学大学院修士論文.
- 菊間満 (1990) 「地域資源の管理と林業協同組合の取り組み」『東日本入会林野研究会会報』10, pp.20-24.
- 菊間満 (2004) 「生産森林組合の現状と今後の課題」『東日本入会林野研究会会報』24, pp.19-26.
- 菊間満・中鉢夏望・小川三四郎 (2008) 「林野コモンズ論に関する実証的研究 ―今日の入会林野管理と山村社会の自治」『山形大学紀要 (農学)』15(3), pp.165-179.
- 北尾邦伸 (2005) 『森林社会デザイン学序説』日本林業調査会, 東京.
- 工藤秀夫 (2003) 「陸前高田市に「立教の森」を育てています」『雑誌立教』187, pp.44-46.
- 久万町誌編集委員会 (1989) 『久万町誌増補改訂版』久万町.
- 黒木三郎 (1980) 「財産区と入会権」『中日本入会林野研究会会報』1, pp.3-4.

- 黒田由彦 (1998) 「地域共同管理の射程」 中田実 (他) 編『地域共同管理の現在』東信堂, 東京, pp.3-14.
- 小木曾洋司 (1998) 「地域共同管理論の位置と課題」 中田実 (他) 編『地域共同管理の現在』東信堂, 東京, pp.29-40.
- 小林一穂 (2007) 「農業共同化の背景と生産組織の展開」 日本村落研究学会編『むらの資源を研究する』農山漁村文化協会, 東京, pp.144-146.
- 小松睦男 (1983) 「北上山系における畜産開発の実態と問題点」『東北農業研究』32, pp.5-11.
- 堺正紘 (2003) 『森林資源管理の社会化』九州大学出版会, 福岡.
- 佐々木英一 (2005) 「「帰りたい」ふるさとに」朝日新聞 (2005.9.17, 朝刊), p.30.
- 佐々木一也・岡田秀二 (2007) 「財産区有林の管理運営と地域農林家との関わり —陸前高田市有林旧矢作町財産区の事例」『東北森林科学会誌』12(2), pp.49-58.
- 佐々木一也・岡田秀二 (2009) 「市町村合併を契機とした入会林野の展開に関する一考察 —岩手県一関市大東町旧鳥海村地区の共有林を事例として」『日本森林学会誌』91(2), pp.71-78.
- 佐藤誠 (1993) 『阿蘇グリーストック』石風社, 福岡.
- 七戸長生 (1988) 「「地域資源の国民的利用」—私の読み方」七戸長生・永田恵十郎編『地域資源の国民的利用』農山漁村文化協会, 東京, pp.365-369.
- 島田錦蔵 (1959) 『林政学概要 改訂6版』地球出版, 東京.
- 清水和邦 (1981) 「入会権の解体と近代化法の理論的課題」『中日本入会林野研究会会報』2, pp.2-3.
- 清水盛光 (1971) 『集団の一般理論』岩波書店, 東京.
- 畑農業協会「田代洋一の「なぜなぜ経済教室」第1回集落営農の経済学」(<http://www.jacom.or.jp/series/shir144/shir144s06080205.html>, 2008.12.14).
- 菅豊 (2008) 「コモンズの喜劇 —人類学がコモンズ論に果たした役割」井上真編『コモンズ論の挑戦 —新たな資源管理を求めて』新曜社, 東京, pp.2-19.
- 全国市町村林野振興対策協議会 (1970) 『入会林野整備事業関係通達集』.
- 総務省報道資料「第三セクター等の状況に関する調査結果の概要」([http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061227\\_3.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061227_3.html), 2009.1.1).
- 武井正臣・熊谷開作・黒木三郎・中尾英俊 (1989) 『林野入会権 —その整備と課題』一粒社, 東京.
- 田代洋一 (1993) 『農業政策と地域』日本経済評論社, 東京.
- 田代洋一 (2002) 『日本に農業は生き残れるか —新基本法に問う』大月書店, 東京.
- 多辺田政弘 (1990) 『コモンズの経済学』学陽書房, 東京.
- 多辺田政弘 (2004) 「なぜ今「コモンズ」なのか」室田武・三俣学『入会林野とコモンズ』日本評論社, 東京, pp.215-226.

- 玉真之介 (2007) 「戦後農政の展開とむら」日本村落研究学会編『むらの社会を研究する』農山漁村文化協会, 東京, pp.192-199.
- 玉城哲 (1982) 『日本の社会システム』農山漁村文化協会, 東京.
- 大東町 (1972) 『大東町総合調査報告書』.
- 筒井迪夫 (1972) 『林野共同体の研究』農林出版, 東京.
- 筒井迪夫 (1987) 『日本林政の系譜』地球社, 東京.
- 豊島正幸 「荒廃裸地化の潜む北上山地山稜部の草地」『宇宙から見た日本の農業』 (<http://www.niaes.affrc.go.jp/jspace/map12.html>, 2008.6.25).
- 鳥越皓之 (1997) 「コモンズの利用権を享受する者」『環境社会学研究』3, pp.5-13.
- 鳥越皓之 (2007) 日本村落研究学会編『むらの社会を研究する』農山漁村文化協会, 東京.
- 中尾英俊 (1966) 「「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」について」『林業経済』215, pp.8-14.
- 中尾英俊 (1984a) 『入会林野の法律問題』勁草書房, 東京.
- 中尾英俊 (1984b) 『入会裁判の実証的研究』法律文化社, 京都.
- 中尾英俊 (1996) 「入会権を原点から考える」『西日本入会林野研究会会報』20, pp.16-19.
- 中田実 (1992) 「地域社会学と環境社会学の接点」北川隆吉編『時代の比較社会学』青木書店, 東京, pp.85-99.
- 中田実 (1993) 『地域共同管理の社会学』東信堂, 東京.
- 中田実 (1998) 「地域共同管理の主体と対象」中田実 (他) 編『地域共同管理の現在』東信堂, 東京, pp.17-28.
- 中村忠 (1986) 「入会林野整備に関する法律上の諸問題 —国有地入会権と入会林野整備」『東日本入会林野研究会会報』6, pp.20-29.
- 永坂崇 (2005) 「コモンズ論の整理と入会林野管理の方向性」, 岩手大学大学院修士論文.
- 長濱健一郎 (2006) 『地域資源管理の主体形成』日本経済評論社, 東京.
- 西川静一 (2008) 『森林文化の社会学』ミネルヴァ書房, 京都.
- 西川善介 (1978) 『林野所有の形成と村の構造』御茶の水書房, 東京.
- 西川善介 (1987) 「入会林野と村落」『村落社会研究 第23集 土地と村落Ⅱ』, pp.53-90.
- 日本林業技術協会編 (2001) 『森林・林業百科事典』丸善, 東京.
- 農業環境技術研究所 「情報：農業と環境 No.35」 (<http://www.niaes.affrc.go.jp/magazine/mgzn035.html>, 2008.12.5).
- 農林水産省 「農林水産関係用語集」 ([http://www.maff.go.jp/j/use/tec\\_term/index.html](http://www.maff.go.jp/j/use/tec_term/index.html), 2008.12.15).
- 農林水産省 『2000年農林業センサス』.
- 農林水産省 『2005年農林業センサス』.

- 農林水産省『2005年農林業センサス 第7巻 農山村地域調査及び農村集落調査報告書—利用者のために—』.
- 長谷部弘 (2007)「日本の村落共同体 —その歴史」日本村落研究学会編『むらの社会を研究する』農山漁村文化協会, 東京, pp.172-179.
- 半田良一 (1990)「シンポジウム「入会の今日的課題」へのコメント」『林業経済研究』117, pp.32-35.
- 半田良一 (2001)「生産森林組合と入会林野の50年史」『林業経済』637, pp.1-13.
- 半田良一 (2005)「入会とコモンズ」『国民と森林』93, pp.9-16.
- 東日本入会林野研究会 (2008)『東日本入会林野研究会第29回研究大会資料』.
- 平野秀樹 (2003)「求められる森林・林業のすがたと合意形成」堺正紘編『森林資源管理の社会化』九州大学出版会, 福岡, pp.268-281.
- 福島康記 (2000)「第二章 構造行政」『戦後林政史』大日本山林会, 東京, pp.141-216.
- 福田恵 (2007)「森林問題と林野資源の可能性」日本村落研究学会編『むらの資源を研究する』農山漁村文化協会, 東京, pp.66-74.
- 藤井勝 (1998)「日本における地域共同管理の原像」中田実 (他) 編『地域共同管理の現在』東信堂, 東京, pp.41-53.
- 藤村美穂 (2001)「「みんなのもの」とは何か」井上真・宮内泰介編『コモンズの社会学』新曜社, 東京, pp.32-54.
- 藤原三夫 (1988)「入会林野の現在的位相」『中日本入会林野研究会会報』9, pp.23-24.
- 船越昭治 (1981)『日本の林業・林政』農林統計協会, 東京.
- 船越昭治 (1989)「入会林野の今日的課題 —特に政策問題としての視点から」『林業経済研究』116, pp.2-11.
- 船橋晴俊・宮内泰介 (2003)『環境社会学』(財)放送大学教育振興会, 東京.
- 北條浩 (1978)『村と入会の百年史』御茶の水書房, 東京.
- 北條浩 (1979)『林野法制の展開と村落共同体』御茶の水書房, 東京.
- 松岡昌則 (2007)「むらづくりの展開」日本村落研究学会編『むらの社会を研究する』農山漁村文化協会, 東京, pp.199-204.
- 松田昌二 (1982)「農業集落の住民構成」磯辺俊彦・窪谷順次編『日本農業の構造分析』農林統計協会, 東京, pp.316-328.
- 松原邦明 (1987)「公有地入会と入会整備の現況」『東日本入会林野研究会会報』7, pp.15-26.
- 松原邦明 (1993)「未整備入会林野の現状と課題」『東日本入会林野研究会会報』13, pp.1-6.
- 松原邦明 (1998)「国有林地元施設の現況と問題点」『東日本入会林野研究会会報』18, pp.28-32.
- 三井昭二 (1997)「森林からみるコモンズと流域」『環境社会学研究』3, pp.33-45.

- 三井昭二 (1998) 「森林管理主体における伝統と近代の地平」『林業経済研究』44(1), pp.11-18.
- 三井昭二 (1999) 「入会林野論」船越昭治編『森林・林業・山村問題研究入門』地球社, 東京, pp.78-92.
- 三井昭二 (2008) 「林政学的コモンズ論の源流 —入会林野論の100年とその時代背景」井上真編『コモンズ論の挑戦 —新たな資源管理を求めて』新曜社, 東京, pp.20-31.
- 三俣学 (2001) 「コモンズ論から見た財産区制度の環境保全的意義 —滋賀県甲賀郡甲賀町大原財産区有林を事例として」『林業経済研究』47(3), pp.41-48.
- 三俣学 (2004) 「財産区有林の管理実態に関する環境経済学的考察 —岩手県江刺市・滋賀県甲賀町の財産区有林を事例として」『京都精華大学紀要』27, pp.109-128.
- 三俣学 (2006) 「市町村合併と旧村財産に関する一考察 —環境保全・コミュニティ再考の時代の市町村合併の議論に向けて」『日本民俗学』245, pp.68-98.
- 三俣学 (2008) 「コモンズ論再訪 —コモンズの源流とその流域への旅」井上真編『コモンズ論の挑戦 —新たな資源管理を求めて』新曜社, 東京, pp.45-60.
- 宮内泰介 (2001) 「担い手のシステムづくり —重層的コモンズ論からのアプローチ」『林業経済』629, pp.24-28.
- 宮古市・川井村合併協議会 (2009) 『「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち』.
- 宮崎仁志 (1988) 「国有林における牧野利用の展開」, 岩手大学卒業論文.
- 室田武・三俣学 (2004) 『入会林野とコモンズ —持続可能な共有の森』日本評論社, 東京.
- 森元早苗・嶋田大作・田村典江・三俣学・室田武 (2006) 「利用・管理形態の違いにみる森林管理に対する意識の比較 —京都市右京区山国地区での私有林と共有林を事例として」環境経済・政策学会2006年大会報告要旨集, pp.93-94.
- 矢野達雄 (2002) 「入会林野と法人の諸形態」『西日本入会林野研究会会報』25, pp.20-26.
- 矢野達雄 (2006a) 「入会林野の現代的再生を」『都市問題』97(1), pp.63-71.
- 矢野達雄 (2006b) 「市町村合併と入会林野」『総合政策学科市町村合併研究会報告書』サイト発表 ([http://www.cpm.ehime-u.ac.jp/research/research05\\_1/2-7.pdf](http://www.cpm.ehime-u.ac.jp/research/research05_1/2-7.pdf), 2006.12.12).
- 矢作村 (1951, 1952) 『矢作村勢要覧』.
- 山崎仁朗 (1998) 「地域コミュニティと公共性」中田実 (他) 編『地域共同管理の現在』東信堂, 東京, pp.67-79.
- 山崎丈夫 (1998) 「地域共同管理組織と地域分権」中田実 (他) 編『地域共同管理の現在』東信堂, 東京, pp.151-162.
- 山下詠子 (2006) 「入会林野における認可地縁団体制度の意義 —長野県飯山市と栄村の事例より」『林業経済』59(8), pp.17-32.
- 山下詠子 (2007) 「混住化地域における入会集団の動態 —長野県の事例より」(<http://www.soc.nii.ac.jp/jfes/kenkyukai/abstract/B-8.pdf>, 2008.3.5).

- 山本信次 (2000) 「森林の「社会的管理」に関する研究」『岩手大学農学部演習林報告』31, pp.1-110.
- 依光良三 (1997) 「森林・緑資源の管理と地域対策 — 枠組の変化と現段階」『林業経済研究』48(2), pp.2-10.
- 林野庁 「森林・林業基本法制定の背景」 (<http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/kihonhou/hakei.html>, 2008.10.10).
- 林野庁 「モニタリング・プロセス 指標の見直し」 (<http://www.rinya.maff.go.jp/policy2/purosesu/haikai.html>, 2008.10.10).
- 林野庁 (1955) 『山村経済実態調査書 — 公有林野篇第1号 (岩手県気仙郡矢作村)』.
- 林野庁 (1958) 『公有林野の土地利用に関する調査報告』2～3.
- 林野庁 (1964) 『部落有林野分割影響調査報告書』.
- 林野庁 (1993) 『入会林野等整備のあり方に関する調査報告書』.
- 林野庁 (2007) 『森林づくり活動についてのアンケート集計結果』.
- 林野庁 (2008) 『平成19年度 森林及び林業の動向』.
- 脇田健一 (2007) 「自然環境と歴史環境の保全活動」日本村落研究学会編『むらの社会を研究する』農山漁村文化協会, 東京, pp.103-109.
- 渡辺洋三 (1973) 「「生ける法」と国家法」川島武宜編『社会と法1』岩波書店, 東京.
- 渡辺洋三 (1974) 『入会と財産区』勁草書房, 東京.

## 謝 辞

本論文は、岩手大学大学院連合農学研究科に提出した博士論文（平成21年9月）に加筆したものである。本論文の作成は、非常に多くの方々のご指導、ご協力およびご支援のうえに成り立っている。以下に記して、心から深く謝意を表する次第である。

主指導教員として、至らぬ筆者に研究活動から論文作成までのすべてを導いてくださった岩手大学教授・岡田秀二先生。学会誌への投稿やゼミ活動において丁寧にご指導くださった副指導教員の岩手大学大学院（連大）教授・比屋根哲先生、弘前大学教授・神田健策先生。

幸いにも身近にいて、同じ分野でご活躍なさっており、筆者の憚らない細かな相談にも快くご助言くださった岩手大学准教授・山本信次先生、同准教授・柴崎茂光先生。研究室の「学」・「遊」を楽しく仕切ってください、筆者の力不足故の愚痴聞き役も引き受けてくださった同助教・伊藤幸男先生。

また、事例調査においてご協力くださった数多くの方々。別けても全幅の協力を惜しまずご支援くださった旧大東町の及川忠之氏、旧久万町の板崎鳴海氏ほか関係諸氏。

さらに、常に温かく見守り、筆者の意志が折れそうになるときも支え、激励してくださった

恩師でもある船越昭治先生、猪内正雄先生にも厚くお礼申し上げたい。

それから、社会人学生として研究活動を進めるうえで、職場の上司でもある岩手大学教授・澤口勇雄先生からあらゆる面でご指導をいただいた。澤口先生のご高配と職場の同僚の協力で衷心より感謝申し上げる。

そして、家族にも改めて感謝したい。家族として時間を共有すべき貴重な時期に、筆者が葛藤のなかで自らの研究活動（論文作成）に時間を割くことを優先したことは少しばかりではない。特に、そのことを理解し、協力し、支えてくれた妻と2人の子どもには、意を尽くせる言葉が見つからない。ただただ感謝である。

## 要 旨

森林のもつ公益的機能の発揮のため、また持続的な森林経営のために、各地域における森林の保全・管理が積み重ねられていくことが重要であり、その実現に向けて共同化の方向性が模索されている。本論文は、共同的な林野管理が「森林を適正に整備及び保全」していくうえで機能しうるか否かについて、4地域の事例を対象に検証し、一連の考察を通じて、共同的な林野管理を指向するうえでの条件設定を行うことを課題としている。

本論文は次のように展開する。まず、林野を含む地域の資源を共同的に管理するという考え方を理解するために地域共同管理論を取り上げ、その基本的考え方や抱える課題の確認を行う（第1章）。次に、林野管理に関する共同性を考えるうえできわめて重要な位置にある入会林野について、その歴史と現状および展望を整理する。また、現代ではその入会林野と切り離せないコモンズについて言及し、捉えるべき視点の整理と林野共同管理との関わりについて考察する（第2章）。そのうえで、現実の共同的な林野管理の地域事例として4つの事例を取り上げ、整理・分析・考察を行い（第3章～第6章）、最後に総括として検討結果をまとめている。

第1章では、地域共同管理論を中心とする先行研究の分析を通じて、地域共同管理が住民、住民組織および自治体（行政）の相互協力によって成り立っていることがあらためて明らかになった。また、地域共同管理の課題として次の4点が整理された——①管理概念の明確化、②新たな共同性の確立、③主体の持続性、④分権化と資源共同管理との関わり。さらに、地域共同管理の視点から森林を捉えるなかで、伝統的な森林資源管理を現代の要請のもとに地域の視点から再構成し、多様な主体が関わりながら地域社会全体で森林を管理していく体制・仕組みがつくられる必要性が確認された。

第2章では、入会林野がもっている多様な機能を見直し、そして認め、地域全体であるいは地域を超えて管理・利用するとともに、かかる制度の見直しと整備を行うことの必要性が明らかになった。また、コモンズ（コモンズ論）も含め、伝統的な考え方の枠から踏み出して捉えることが求められていることが確認された。



第3章から第6章で取り上げた共同的な林野管理に関する地域事例の整理・分析から、それぞれ明らかになった点等は次のとおりである。

- (1) 岩手県陸前高田市矢作町では、かつて住民の生活基盤であった財産区有林が財政運営の悪化を主な背景として市有林に移管された。現在、森林整備の水準は以前と同程度に維持されているが、旧財産区有林の利用自体は落ち込みをみせている。そのなかで、地域が受け入れた都会の大学生の林業体験が定着をみて、旧財産区有林を含めた地域森林資源の有効活用策への手がかりを得ている。
- (2) 同一関市大東町では、市町村合併を機に、町内共有林の運営組織を整理・統合し地域の森林資源の管理体制を整備する動きがみられ、関係者の意識の高まりがみられる。住民を対象に行ったアンケート調査結果には、森林のもつ公益的機能への関心の高さが表れており、また、調査で取り上げた共有林組合のなかには、森林がもつ保健休養の機能にも着目しながら共有林野の利活用策を模索する動きがみられるものもある。
- (3) 同川井村では、国有林を含む広大な牧野の入会的な放牧利用に支えられながら、村の主要産業である畜産（肉用牛生産）が成り立ってきた。現在、担い手問題とそれに伴う利用規模の維持、ひいては3,000haを超える放牧林野の維持管理と、それに密接に関わる林・畜産振興が大きな課題となっている。村はこの先市町村合併を予定しており、それを機とする新たな施策展開への期待もみられる。
- (4) 愛媛県旧久万町では、古くに造成され成長をとげた地域森林資源の担い手問題に直面するなかで、第3セクターが設立された。所有の枠を離れて、町内森林所有者の所有森林の整備を第3セクターが担い、そのことを通じて地域森林資源の維持管理が図られてきている。この第3セクターは、設立当時、非森林所有者を含む293名の農林家等が株式総数の約4割を所有した。地域の森林を保全・整備していくことの〈自覚〉を背景に、「所有」と「利用」を超えた、町（行政）と地元住民の相互理解・相互協力によって実現している一つの「共同」のかたちが認められる。

以上を集約し、本論文では“共同的に、地域内の林野を関わりのある者が継続して、目的に沿って有効に利用できる適切な状態に維持・改良する”ことを「共同的な林野管理」とする理解に立ち、設定した課題に対して次のように答えている。共同的な林野管理は「地域の森林を適正に整備・保全」していくうえで有効な対応形態となりうる。しかしそこには、地域ごとに具体的な形は違いつながりながらも必要な条件が伴わなければならないとし、その条件を以下の3点にまとめている。①「所有」と「利用」を超えた「住民の自覚（意識）」、「自治体の考え方と態勢」および「中心的人物の牽引力」、②林野（森林資源）のもつ多面的機能発揮への理解、③都市住民をはじめとする外部との連携・協力。

## Summary

It is important for each forest to be properly maintained and managed so that forest function is effective for sustainable management and the public's benefit. So we are groping for co-operation of forest management. In the present thesis, I report on a research project in which I studied four cases that had or did not have a communal forest-management function, and I attempt to set conditions for communal forest management.

First, I describe the "Community Co-management Approach" and define the basic concept and question (Chapter 1). Next, I describe the process by which I collected information on the history, present conditions, and future of the common forest, all of which have close ties to communal forest management. I refer to the Commons, a concept closely connected with the common forest, and consider its viewpoint and relationship to communal forest management (Chapter 2). I then investigate four actual cases of communal forest management (Chapters 3-6) and summarize the study results.

As a result of the initial review of previous research (Chapter 1), it became clear that community management is realized by mutual cooperation among inhabitants, resident organizations, and administrative organizations. The following four elements are included in the subject of community management: 1) clarification of the community management concept, 2) establishment of a new community, 3) continuous action, 4) relationship between decentralization and communal management of a regional resource. Additionally, several points were recognized to be important when considering the relationship of community management to the forest. It is essential that the reconstitution of classic forest management satisfy daily needs from a regional viewpoint, and the forest management system must entail participation by the whole community and its various actors.

In Chapter 2, it becomes clear that we must develop a better understanding of the various functions of a common forest. The regional forest is managed and utilized by the entire community, and even beyond the community, and this requires system review and system consolidation. Thus, understanding beyond the traditional concept of the common forest and Commons is a necessity.

In Chapters 3-6, the points clarified heretofore are applied through the analysis of a cases study related to communal forest management.

(1) In the former town of Yahagi, now the City of Rikuzentakata, Iwate, the property ward forests supported the villagers' livelihoods, but these were transferred to municipal control due to poor fiscal management. Today, the forests have improved and now cover

to the same range as before, but the use of former property ward forests has decreased. However, the forestry experience became popular for urban college students, who took as their model for forest usage the practices previously applied to regional forest resources, including the former property ward forests.

(2) In Daito, City of Ichinoseki, Iwate, the people revised the governing structure overseeing the forest to bring the forest under common town ownership and constructed a system to manage the forest with a municipal merger. People built relationships with forest management. The results of a questionnaire revealed that people had a growing interest in forest function for the public benefit. Some of the forests surveyed were under common ownership, and the people were interested in usage policies, focusing their attention on the amenity function of the forest.

(3) In Kawai town, Iwate, stock farming, which is a major town industry, has developed by means of communal grazing in broad pastures including the national forest. Now the town must maintain more than 3,000 ha of grazing forest and promote forestry and stock farming. The town is scheduled for a municipal merger in the near future and is expected to carry out new measures to take advantage of this municipal merger.

(4) In former Kuma town, Ehime, a third sector was established to support and manage mature regional forest resources. The third sector provided support and a driving force for forests within the town regardless of ownership patterns. As a result, regional forests were maintained. About 40% of the stockholders (293 farmers) in this third sector reside in the town, including some who were not forest owners at the time the third sector was established. Based on a desire to conserve and maintain regional forests beyond patterns of ownership and utilization, a style of "cooperation" was brought to realization by a mutual understanding and collaboration between the municipal administration and the public.

Based on these studies, this thesis proposes an understanding that "the persons concerned improve the forests in such a way that regional forests can be used effectively in accordance with a communal and continuous purpose." Communal forest management can be an effective measure for the proper maintenance and conservation of regional forests. However, various conditions are required, and these differ from region to region: 1) self-awareness on the part of inhabitants that extends beyond the view of ownership and utilization, local government awareness and the attitudes, and leadership of a key figure, 2) better understanding of the multiple functions of a forest, 3) cooperative relationships with outsiders, including city-dwellers.